

令和8・9年度

受付 番号	種目番号 一	連絡先	委託担当 南部水再生センター	担当者名 電話 761-5251
----------	-----------	-----	-------------------	---------------------

設 計 書

1 委 託 名 南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託

2 履 行 場 所 南部水再生センターほか

3 履 行 期 間 令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
 期限 契約締結の日から令和 年 月 日 まで4 契 約 区 分 確定契約 概算契約

5 その他の特約事項 なし

6 現 場 説 明 不要
 要

7 委 託 概 要 南部水再生センター等の庁舎の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持するものである。

8 部 分 払 する (24回以内) しない

軽微な修繕等の支払いについては各年の3月にまとめて支払うものとする。

部 分 払 の 基 準

業務内容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
令和8年度 庁舎総合管理業務	6, 12月	2	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	7, 11月	2	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和8年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和8年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 8, 10, 1, 2月	6	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	6, 12月	2	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	7, 11月	2	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	9月	1	回		
令和9年度 庁舎総合管理業務	3月	(1)	回		()
令和9年度 庁舎総合管理業務	4, 5, 8, 10, 1, 2月	6	回		

委 託 代 金 額 () . —

内 訳 業 務 価 格 () . —

消費税及び地方消費税相当額 () . —

委託証書

委託訳書

委託訳書

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

第 1 號 代 内 訳 書

代 價 内 訳 書

第2号代価内訳書 庁舎清掃業務						
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
直接業務費						
日常清掃		12	月			
定期清掃 1		4	回			
定期清掃 2		2	回			
電気機械室定期清掃		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回			
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回			
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回			
小計						
直接物品費		1	式			
計						(直接業務費)
業務管理費		1	式			
合計						(直接業務費+業務管理費)
一般管理費等		1	式			
計						(庁舎清掃業務)

代 價 内 訳 書

第3号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
南部水再生センター							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（前期業務）							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（後期業務）							
業務価格（計）							

代 價 内 訳 書

第3号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
磯子ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（前期業務）							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（後期業務）							
業 務 価 格 (計)							

代 價 内 訳 書

第3号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
万世ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							

代 價 内 訳 書

第3号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
吉野ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							

代 價 内 訳 書

第3号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘要	
磯子第二ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							
計						(防災設備 保守点検業務)	

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 河 川 局
— 13 —

第4回 代内訳書

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

第 5 号
代 價 内 訳 書

代 價 内 訳 書

第6号代価内訳書 庁舎清掃業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
直接業務費							
日常清掃		12	月				
定期清掃 1		4	回				
定期清掃 2		2	回				
電気機械室定期清掃		1	回				
窓ガラス清掃 1 (建物内部)		2	回				
窓ガラス清掃 2 (建物内部)		1	回				
窓ガラス清掃 1 (建物外部)		2	回				
窓ガラス清掃 2 (建物外部)		1	回				
小計							
直接物品費		1	式				
計						(直接業務費)	
業務管理費		1	式				
合計						(直接業務費+業務管理費)	
一般管理費等		1	式				
計						(庁舎清掃業務)	

代 價 内 訳 書

第7号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
南部水再生センター							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（前期業務）							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（後期業務）							
業務価格（計）							

代 値 内 訳 書

第7号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
磯子ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（前期業務）							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格（後期業務）							
業務価格（計）							

代 價 内 訳 書

第7号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
万世ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							

代 價 内 訳 書

第7号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	
吉野ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							

代 價 内 訳 書

第7号代価内訳書 防災設備保守点検業務							
名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘要	
磯子第二ポンプ場							
(前期業務)							
直接人件費		1	式				
直接物品費		1	式				
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (前期業務)							
(後期業務)							
直接人件費		1	式				
見積による 直接人件費		1	式				
小計						(直接人件費)	
直接物品費		1	式				
見積による 直接物品費		1	式				
小計						(直接物品費)	
直接業務費							
業務管理費		1	式				
業務原価							
一般管理費		1	式				
業務価格 (後期業務)							
業 務 価 格 (計)							
計						(防災設備 保守点検業務)	

代 價 内 訳 書

第8号代価内訳書 空調設備保守点検業務							
名 称	形 状 尺 法 等	数 量	単 位	单 価 (円)	金 額 (円)	摘要	
直接業務費							
空調設備 セパレート型 室内機	床置型	8	台			制御盤含む	
空調設備 セパレート型 室内機	天井カセット型	4	台			制御盤含む	
空調設備 セパレート型 室外機	冷房能力 11.2kW以上 33.5kW未満	2	台				
空調設備 セパレート型 室外機	冷房能力 33.5kW以上 56.0kW未満	11	台				
小計							
点検管理費		1	式				
計							
直接経費		1	式			備・消耗品費を 含む	
技術経費		1	式				
間接業務費		1	式				
業務原価		1	式				
諸経費		1	式				
計		1	式			(空調設備保守点検業 務)	

代 價 內 訳 書

横 浜 市 下 水 道 河 川 局

第 9 号
代 價 内 訳 書

令和 6 年 3 月 13 日

委託仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

第2章 共通仕様

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成し、委託者の指定する職員（以下「立会職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務着手届出書	契約締結後 5 日以内 (休日を除く)	各 1 部
(2) 委託代金内訳書		
(3) 工程表		
(4) 現場責任者・業務従事者選定通知書		
(5) 委託組織表		

2 受託者は、委託者の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 打合せ議事録（A4版）	打合せ後遅滞なく	各 1 部
(2) 業務実施計画書（A4版）		

3 受託者は、業務委託履行中次の書類を作成し、立会職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
(1) 委託業務日報（A4版）	毎日作業終了後	1 部
(2) 委託業務写真（必要に応じて） サービス判、カラー写真でアルバムとじ込み（ネガフィルム又は電子媒体を含む。）	完了検査前	各 1 部
(3) 成果報告書		

(使用許可申請書)

第3条 受託者は、業務委託の実施に当たり、火気、電気等を使用する場合は事前に使用許可申請書を立会職員に提出し、委託者の同意を受けなければならない。ただし、委託者が必要でないと認めた場合は、この限りではない。

(検査)

第4条 受託者は、委託業務が完了したとき（履行済み部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を立会職員に提出し、委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部
履行済部分に係る委託完了届出書	履行済み部分に係る委託業務完了のとき	1部

(支払)

第5条 受託者は、前条の検査に合格したときは、次の書類を立会職員に提出し、委託代金の支払を請求するものとする。

提出書類	提出期限	部数
請求書	完了検査合格後	1部
	履行済み部分の検査合格後	1部

(労働安全衛生)

第6条 受託者は、安全衛生管理に努め、別に定める横浜市「水再生センター及び汚泥資源化センター工事等安全衛生基準」（以下「安全衛生基準」という）に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

なお、「安全衛生基準」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(個人情報の保護)

第7条 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

2 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書（第2号様式）を提出しなければならない。

なお、「個人情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第8条 受託者は、電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」は、次の横浜市ウェブページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/>

(業務遂行時に発生する副産物の処分)

第9条 受託者は、業務の遂行に伴い発生する副産物（交換部品等）を委託者の指定場所に置くこと。

(横浜市グリーン購入の推進に関する事項)

第10条 受託者は、業務の遂行にあたり、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」に記された内容を十分に理解し、これを推進すること。

なお、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」及び、(別記)「特定調達物品等」は、次の横浜市ウェブページを参照のこと。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/shiyakusho/green.html>

業務共通仕様書

(目的)

第1条

本業務は、南部水再生センター等廈の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施することで、廈の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持することを目的とする。

(履行期間)

第2条

業務委託期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(施設概要)

第3条

施設名	履行場所
南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地
磯子ポンプ場	磯子区磯子二丁目29番19号
受送泥施設	磯子区磯子二丁目29番19号(磯子ポンプ場内)
磯子第二ポンプ場	磯子区磯子一丁目4番
揚水施設・雨水滞水池	磯子区磯子一丁目4番(磯子第二ポンプ場内)
万世ポンプ場	南区万世町2丁目29番地
吉野ポンプ場	南区吉野町5丁目26番地

(建物管理における用語の定義)

第4条

- (1) 「保全」とは、点検や保守等により建築物や設備の安全を確保することをいう。
- (2) 「個別業務」とは、仕様書に定める対象業務をいう。
- (3) 「点検」とは、建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭、異音、温度異常、その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (4) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいい、性能点検、月例点検を含めていう。
- (5) 「法定点検」とは、建築物の保全の関係法令に基づき実施することが規定されている点検をいう。
- (6) 「保守」とは、点検の結果に基づき建築物等の機能の回復又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。

(建物管理者に関する用語の定義)

第5条

- (1) 「総合管理責任者」とは、本委託を総合して管理を行う責任者であり、特記仕様書1の責任者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、総合管理責任者の下で業務を行うものであり、特記仕様書2～5の責任者をい

う。

(業務内容)

第6条

基本的な業務の内容は次のとおりとし、詳細は各業務の仕様書を参照すること。

なお、履行予定月は、別表1のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 建物総合管理業務 | (特記仕様書1) |
| (2) 庁舎清掃業務 | (特記仕様書2) |
| (3) 防災設備保守点検業務 | (特記仕様書3) |
| (4) 空調設備保守点検業務 | (特記仕様書4) |
| (5) レジオネラ属菌水質検査業務 | (特記仕様書5) |

(法令、基準類等の遵守)

第7条

本業務の実施に当たっては、各業務の内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱のほか標準仕様書、マニュアル、基準、指針、解説版、ガイドラインなどを遵守すること。

関係法令、各種基準などについては、受託者の責任において調査し、各々の許認可などの手続き上設定される基準日に、最新のものを採用すること。

(共通事項)

第8条

(1) 体制

ア 業務体制

本業務を実施するうえで、各業務内容について委託者が求める期間内で履行が完了できる体制を構築するとともに、各業務内容に適した経験者を配置・従事させ、履行品質の維持・確保に努めること。

なお、委託契約約款第6条に基づき、全部又は主たる部分(総合管理業務)を除いて、一部を第三者に委任託(以下「再委託」という。)する場合は、あらかじめ再委託に関して本市の承諾を得てから履行すること。

なお、再委託先については、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨に基づき、市内中小企業者の受注機会の確保に努めること。

イ 連絡体制

緊急時における連絡網を委託者に提出すること。

本委託では常駐は求めない(常駐することも妨げない)。受託者は、総合管理責任者を選任し、委託者に届け出ること。総合管理責任者は平日9:00~17:00の間、常に委託者と連絡・調整が可能な状態とする。

ウ 安全衛生管理体制

受託者は、本委託契約の履行に伴う業務に関して、安全衛生管理に努め、本業務の履行に関する全ての担当者に周知徹底させなければならない。また、本委託履行のために入場するものに対し、危険個所の通知や安全指導を行い、適切に管理する。

(2) 業務の実施

ア 委託者の立会い

受託者は作業等に際して委託者の立会いを求める場合は事前に申し出ること。

イ 書類の保管

受託者は、本業務において作成し、及び保有する資料並びに市から貸与を受けた資料を常に整理し、委託者の求めに応じて提供できるよう保管すること。

(3) 業務の検査等

ア 受託者は、部分払いを請求しようとするとき、又は業務が完了した時は、その旨を委託者に通知し、検査を受けなければならない。

イ 受託者は、検査を受ける際は予め下記の資料を整備し委託者に提出しなければならない。

(ア) 契約図書（委託契約書、仕様書等）

(イ) 業務計画書、作業計画書、作業報告書

(ウ) 成果物、打合せ記録、その他検査に必要な資料

履行予定月

別表1

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	建物総合管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)	庁舎清掃業務 日常清掃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期清掃1			○			○			○			○
	定期清掃2						○						○
	電気機械室定期清掃						○						
	窓ガラス清掃1（建物内部）						○						○
	窓ガラス清掃2（建物内部）						○						
	窓ガラス清掃1（建物外部）						○						○
	窓ガラス清掃2（建物外部）						○						
(3)	防災設備保守点検業務						○						○
(4)	空調設備保守点検業務 (令和9年度のみ)												○
(5)	レジオネラ属菌水質検査業務				○				○				○

(特記仕様書1)

建物総合管理業務

(全体管理)

第1条

(1) 業務全般における委託者との連携

業務全般における委託者への報告・連絡・調整、定例会議の主催及び出席、議事録の作成

(2) 関係法令の情報収集及び法改正への対応

関係法令の改正に関する情報収集及び委託者の法改正への対応に対する支援

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律だけにとどまらず、建築基準法や消防法、廃棄物の処理や環境配慮、バリアフリー関連など本委託契約に関わるものすべて含む。

(3) 総合管理責任者の主な業務

各業務責任者への指示・取りまとめ・指導を行い、適正に各業務が履行されるよう対応すること。

ア 各業務の計画立案、報告には総合管理責任者が立ち会うこと。

イ 各業務において、日常的なものを除く点検や作業等に原則総合管理責任者が立ち会うこと。立ち会った場合は実施確認、口頭及び日報による報告を行うこと（立会い時間、内容、結果等）

(4) 各種書類の作成

受託者は各仕様書に定める提出物のほか、下表の書類を委託者に提出すること。本仕様書に定めのない書類についても、委託者からの指示があった場合は作成し、提出すること。

ア 計画書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務計画書	業務実施体制、実施方針、業務計画及び各業務の報告書式等、業務全般について具体的に記載したもの	業務開始前・内容変更時
2	作業計画書	上記計画書に基づき、業務別に実施日時、作業内容、作業範囲、業務従事者名等を記載したもの	業務開始前・内容変更時
3	年間予定表	業務別に、年間の作業実施計画を記載したもの	年度開始前・内容変更時
4	月間予定表	業務別に、月間の作業実施計画を記載したもの	毎月末までに翌月分を提出

イ 報告書

No	提出書類	内容	提出時期
1	総合管理業務報告書 ※月次及び年次	業務全体の実施状況、計画に対する進捗状況を記載したもの	月次：月末 年次：各年度の3月末
2	随時報告書	修繕等の対応内容を記載したもの	随時

(軽微な修繕等の実施)

第2条

- (1) 受託者は、防災設備保守点検業務、空調設備保守点検業務等において点検結果により必要となつた軽微な修繕、または突発的に発生する緊急対応等を実施すること。
実施内容及び結果について委託者に報告する。
- (2) 本業務は、受託者が材料等を手配し主体的に行うことを原則とするが、特殊な部品の調達や専門的知識等を要する場合は外注も可能とする。外注により軽微な修繕を実施する場合、受託者の責任において業者を指導監督し、修繕等を実施する。
- (3) 年間総額は300万円相当（税抜き）とする。年度開始前に1年間の修繕・予定項目と予算を計画し、緊急対応として費用が必要となった際には協議して執行項目を決定する。

(特記仕様書 2)

庁舎清掃業務

(業務内容)

第1条 本業務の清掃場所・作業内容・清掃周期・面積等は、次のとおりである。

ただし、作業内容・清掃周期の詳細は別表-1「作業内容等詳細」のとおりとする。

1 南部水再生センター等建物内部の清掃

(1) 床の日常清掃

南部水再生センター本館

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
玄関ホール	硬質床	除塵及び部分水拭き	毎日	29	m ²
控室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	30	m ²
センター長室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	42	m ²
事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	178	m ²
水質事務室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	31	m ²
会議室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	35	m ²
展示室	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎週	234	m ²
廊下(I)-①(1~3階)	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	116	m ²
廊下(I)-②(1~3階)	弹性床	除塵及び部分水拭き	毎日	43	m ²
便所(I)(1階)	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	9	m ²
2階便所(I)-①	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	10	m ²
2階便所(I)-②	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	9	m ²
3階便所(I)-①	弹性床	除塵及び全面水拭き	毎日	10	m ²
3階便所(I)-②	弹性床	除塵及び全面水拭き	毎日	9	m ²
3階便所(I)-③	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	10	m ²
3階便所(I)-④	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	9	m ²
1階湯沸室	弹性床・硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	6	m ²
2階湯沸室	硬質床	除塵及び全面水拭き	毎日	2	m ²
階段(I)-①(1~3階)	弹性床	除塵及び全面水拭き	毎日	25	m ²
階段(I)-②(1~3階)	弹性床	除塵及び全面水拭き	毎日	30	m ²

※ごみ収集を含む。

(2) 床以外の日常清掃

南部水再生センター本館

清掃場所	作業内容	清掃周期
玄関ホール	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	毎日
控室	ごみ収集	毎日
事務室	ごみ収集	毎日
水質事務室	ごみ収集	毎日
会議室	什器・備品拭き	毎日
展示室	什器・備品拭き、窓台の除塵及び拭き	毎日

便所	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き 洗面台及び水栓拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄 衛生消耗品補充及び汚物収集	毎日
湯沸室	流し台洗浄及び厨芥収集	毎日
階段	手すり拭き、窓台除塵及び拭き	毎日

※ごみ収集を含む。

(3) 床の定期清掃 1

ア 南部水再生センター本館

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	3か月	29 m ²
展示室	弹性床	表面洗浄	3か月	234 m ²
廊下(I)-①・(I)-②	弹性床	表面洗浄	3か月	159 m ²
階段(I)-①・(I)-②	弹性床	表面洗浄	3か月	55 m ²

※ごみ収集を含む。

イ 南部水再生センター送気棟

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
2階便所	硬質床	一般床洗浄	3か月	7 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

(4) 床の定期清掃 2

ア 南部水再生センター本館

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
センター長室	弹性床	表面洗浄	6か月	42 m ²
事務室	弹性床	表面洗浄	6か月	178 m ²
水質事務室	弹性床	表面洗浄	6か月	31 m ²
水質試験室	硬質床	一般床洗浄	6か月	76 m ²
会議室	弹性床	表面洗浄	6か月	35 m ²
男子更衣室	弹性床	表面洗浄	6か月	18 m ²
女子更衣室	弹性床	表面洗浄	6か月	26 m ²
書庫	弹性床	表面洗浄	6か月	37 m ²
技能詰所	弹性床	表面洗浄	6か月	58 m ²
詰所	弹性床	表面洗浄	6か月	47 m ²
控室	弹性床	表面洗浄	6か月	30 m ²
中央操作室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	6か月	180 m ²
1階湯沸室	弹性床・硬質床	表面洗浄・一般床洗浄	6か月	6 m ²
2階湯沸室	硬質床	一般床洗浄	6か月	2 m ²

※ごみ運搬処理を含む。

イ 南部水再生センター送気棟

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	36 m ²
委託職員控室	弹性床	表面洗浄	6か月	34 m ²
階段	弹性床	表面洗浄	6か月	26 m ²

※ごみ運搬処理を含む。

ウ 南部水再生センター最終沈殿池電気機械棟

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
階段	弹性床	表面洗浄	6か月	16 m ²

※ごみ運搬処理を含む。

エ 磯子ポンプ場受送泥施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
渡り廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	17 m ²

※ごみ運搬処理を含む。

(5) 電気機械室定期清掃

ア 南部水再生センター本館

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
変配電室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	323 m ²
初沈電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	60 m ²
計算機室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	92 m ²

※ごみ運搬処理を含む

イ 南部水再生センター送気棟

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	176 m ²
操作室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	195 m ²

※ごみ運搬処理を含む

ウ 南部水再生センター消毒施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	145 m ²

※ごみ運搬処理を含む

エ 南部水再生センター最終沈殿池電気機械棟

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	196 m ²
制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	50 m ²

※ごみ運搬処理を含む

オ 南部水再生センター送泥施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	53 m ²

※ごみ運搬処理を含む

カ 磯子ポンプ場受送泥施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	174 m ²

※ごみ運搬処理を含む

(6) 床以外の定期清掃

ア 南部水再生センター窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6か月	139 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	174 m ²

※ごみ運搬処理を含む

イ 磯子ポンプ場受送泥施設窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	10 m ²

※ごみ運搬処理を含む

2 南部水再生センター建物外部の清掃

ア 南部水再生センター窓ガラス清掃 (建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6か月	139 m ²
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	174 m ²

※ごみ運搬処理を含む

イ 磯子ポンプ場受送泥施設窓ガラス清掃(建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1年	10 m ²

※ごみ運搬処理を含む

3 ポンプ場建物内部の清掃

(1) 床の定期清掃 1

ア 磯子ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	硬質床	一般床洗浄	3か月	29 m ²
1階便所	硬質床	一般床洗浄	3か月	8 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

イ 磯子第二ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階便所	硬質床	一般床洗浄	3か月	5 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

ウ 磯子第二ポンプ場揚水施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
玄関ホール	弾性床	表面洗浄	3か月	36 m ²
1階便所	弾性床	表面洗浄	3か月	13 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

エ 万世ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階便所	硬質床	一般床洗浄	3か月	2 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

オ 吉野ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階便所	硬質床	一般床洗浄	3か月	1 m ²

※ごみ運搬処理、便所については、扉・便所へだて部分拭き、洗面台・鏡拭き、衛生陶器洗浄、汚物収集等も含む

(2) 床の定期清掃 2

ア 磯子ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
会議室	弾性床	表面洗浄	6か月	39 m ²
廊下	弾性床	表面洗浄	6か月	41 m ²
詰所	弾性床	表面洗浄	6か月	38 m ²
操作室 (CVCF室・C/C室含む)	フリーアクセスフロア	表面洗浄	6か月	289 m ²
階段	弾性床	表面洗浄	6か月	4 m ²

※ごみ運搬処理を含む。

イ 磯子第二ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階廊下	弾性床	表面洗浄	6か月	159 m ²
2階廊下	弾性床	表面洗浄	6か月	27 m ²
1階控室	弾性床	表面洗浄	6か月	34 m ²
地下2階前室	弾性床	表面洗浄	6か月	18 m ²

階段（地下3～2階）	弹性床	表面洗浄	6か月	287	m ²
------------	-----	------	-----	-----	----------------

※ごみ運搬処理を含む。

ウ 磯子第二ポンプ場揚水施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
1階搬入ホール	弹性床	表面洗浄	6か月	90	m ²
1階廊下(I)-①	弹性床	表面洗浄	6か月	34	m ²
1階廊下(I)-②	弹性床	表面洗浄	6か月	35	m ²
2階廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	51	m ²
3階廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	77	m ²
1階前室	弹性床	表面洗浄	6か月	12	m ²
1階控室	弹性床	除塵	6か月	33	m ²
1階制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	6か月	126	m ²
1階湯沸室	弹性床	表面洗浄	6か月	8	m ²
1階洗濯室	弹性床	表面洗浄	6か月	8	m ²
2階倉庫	弹性床	表面洗浄	6か月	20	m ²
階段（1～3階）	弹性床	表面洗浄	6か月	54	m ²

※ごみ運搬処理を含む。

エ 万世ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
1階廊下	弹性床	表面洗浄	6か月	21	m ²
1階控室	弹性床	表面洗浄	6か月	14	m ²
階段（地下2～1階）	弹性床	表面洗浄	6か月	45	m ²

※ごみの運搬処理を含む

オ 吉野ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
1階ホール	弹性床	表面洗浄	6か月	18	m ²
階段（地下1～2階）	弹性床	表面洗浄	6か月	57	m ²

※ごみ運搬処理を含む。

(3) 電気機械室定期清掃

ア 磯子ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
変配電室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	303	m ²

※ごみ運搬処理を含む

イ 磯子第二ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積	
1階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	374	m ²

地下1階制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	308	m ²
---------	------------	------	----	-----	----------------

※ごみ運搬処理を含む

ウ 磯子第二ポンプ場雨水滞水池

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	310 m ²
1階制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	103 m ²

※ごみ運搬処理を含む

エ 磯子第二ポンプ場揚水施設

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	74 m ²
2階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	316 m ²

※ごみ運搬処理を含む

オ 万世ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
地下1階制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	190 m ²
地下2階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	334 m ²

※ごみ運搬処理を含む

カ 吉野ポンプ場

清掃場所	形状等	作業内容	清掃周期	清掃面積
1階電気室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	167 m ²
1階制御室	フリーアクセスフロア	表面洗浄	1年	73 m ²

※ごみ運搬処理を含む

(4) 床以外の定期清掃

ア 磯子ポンプ場窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃1	洗浄	6か月	28 m ²
窓ガラス清掃2	洗浄	1年	82 m ²

※ごみ運搬処理を含む

イ 磯子第二ポンプ場窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃2	洗浄	1年	102 m ²

※ごみ運搬処理を含む

ウ 磯子第二ポンプ場揚水施設窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃1	洗浄	6か月	30 m ²

窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	2	m ²
----------	----	-----	---	----------------

※ごみ運搬処理を含む

エ 万世ポンプ場窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	8

※ごみ運搬処理を含む

オ 吉野ポンプ場窓ガラス清掃(建物内部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	16

※ごみ運搬処理を含む

4 ポンプ場建物外部の清掃

ア 磯子ポンプ場窓ガラス清掃 (建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6 か月	28

※ごみ運搬処理を含む

イ 磯子第二ポンプ場窓ガラス清掃(建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	102

※ごみ運搬処理を含む

ウ 磯子第二ポンプ場揚水施設窓ガラス清掃(建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 1	洗浄	6 か月	30
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	2

※ごみ運搬処理を含む

エ 万世ポンプ場窓ガラス清掃(建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	8

※ごみ運搬処理を含む

オ 吉野ポンプ場窓ガラス清掃(建物外部)

清掃場所	作業内容	清掃周期	清掃面積
窓ガラス清掃 2	洗浄	1 年	16

※ごみ運搬処理を含む

(清掃作業の実施日及び時間)

第2条 本業務の清掃作業の実施日及び作業時間は、次のとおりである。

清掃種別	実施日	作業時間
日常清掃	毎日（土曜、日曜、祝日、休庁日を除く）	別途協議
定期清掃	別途協議	別途協議
窓ガラス清掃	別途協議	別途協議

(注) 実施日及び作業時間については、委託者受託者協議により決定すること。

(一般事項)

第3条 清掃器材等は、作業の内容に最も適したものを用いるものとし、その使用にあたっては立会職員に申し出ること。

- 2 作業員が事務室等に立入り、作業を行う場合には、立会職員に申し出を行うこと。また、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を行うために必要な時間と場所に限り使用すること。
- 3 清掃作業に使用する器材等は、特に指定のない限り受託者が準備すること。
- 4 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災等の事故が発生することのないように十分注意を払うこと。
- 5 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。

(支給品及び貸与品)

第4条 本業務で支給及び貸与する品目は、次のとおりである。

- (1) 水・電力
- (2) 補充用トイレットペーパー、洗浄液
- (3) 日常清掃の作業員控室

(作業予定表等の提出)

第5条 特記仕様書1 第1条（4）のとおり。

(完了検査)

第6条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表－1 作業内容等詳細

1 建物内部の清掃

(1) 床の清掃

ア 弹性床(ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、フリーアクセスフロア等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はフロアダストによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> 自在箒、フロアダスト(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。(除塵の項参照) 適正に希釀した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) 樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 樹脂床維持材の塗布回数は1回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

イ 硬質床(陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等)

作業項目		作業内容
除塵	自在箒又はダストクリーナーによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> 自在箒、ダストクリーナー(ダストモップ)で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
水拭き	部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 汚れや水滴等が付着した部分をモップで拭く。
	全面水拭き	<ul style="list-style-type: none"> 床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
洗浄	表面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。(除塵の項参照) 適正に希釀した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 洗浄用パッドを装着した床磨き機で皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に

		<p>乾燥させる。(水拭きの項参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 樹脂床維持材を、塗り残しやむらのないように塗布し、十分に乾燥した後塗り重ねる。 樹脂床維持材の塗布回数は1回とし、皮膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りをする。 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。
洗 淨	一般床洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 椅子等軽微な什器の移動を行う。 床面の除塵を行う。(除塵の項参照) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 2回以上全面水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後十分に乾燥させる。(水拭きの項参照) 移動した椅子等什器を元の位置に戻す。

ウ 繊維床 (カーペット、じゅうたん等)

作業項目		作業内容
除 塵	真空掃除機による除塵	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機で丁寧に吸塵する。
塵	カーペットスイパーによる除塵	<ul style="list-style-type: none"> 床表面の粗ごみをカーペットスイーパーで回収して除塵する。

(2) 場所別の清掃

ア 玄関ホール

作業対象		作業項目	作業内容
床 清 掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床 以 外 の 清 掃	壁	部分拭き	<ul style="list-style-type: none"> 汚れた部分を水または洗剤を用いて拭く。
		除塵	<ul style="list-style-type: none"> 鳥毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。
	フロアマット	除塵	<ul style="list-style-type: none"> 真空掃除機で吸塵する。
		洗浄	<ul style="list-style-type: none"> 洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 洗剤を用いる場合はよくすすいだ後、十分に乾燥させる。
	扉ガラス	部分拭き	<ul style="list-style-type: none"> 汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。
		全面洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ガラス全面に水または専用洗剤を塗り、窓用スクイジーで汚れを除去する。
	什器備品	除塵	<ul style="list-style-type: none"> タオル、ダストクロス等で埃を取る。

		拭き	・タオルで水拭きする。
ごみ箱	ごみ収集		・ごみを収集し、容器を拭く。
金属部分	除塵		・タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	拭き		・専用洗剤を用いて汚れを除去し、洗剤分を十分に拭き取った後、乾いた布で磨く。

イ センター長室・事務室・水質事務室

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。

ウ 会議室

作業対象	作業内容		
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	繊維床	1-(1)床の清掃ウによる。	
床以外の清掃	什器備品	拭き	・タオルで水拭きする

エ 展示室

作業対象	作業項目	作業内容	
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
床以外の清掃	什器備品	拭き	・タオルで水拭きする。
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。
		拭き	・タオルで水拭き又は洗剤拭きする。

オ 廊下・更衣室

作業対象	作業内容		
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水または洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。

	扉	部分拭き	・汚れた部分を水または洗剤を用いて拭く。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。

カ 水質試験室

作業対象		作業内容
床清掃	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。

キ 便所

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。
	ごみ箱	ごみ収集	・ごみを収集し、容器を拭く。
	扉及び便所面台	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		全面洗浄	・全面を専用洗剤を用いて洗浄する。
	洗面台及び水栓	拭き	・スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。
	鏡	拭き	・乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器	洗浄	・専用洗剤を用いて洗浄し拭きあげる。同じに金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品	補充	・トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物容器	汚物収集	・内容物を収集し、容器を洗浄する。

※ 便所の資機材は、他と区別して専用のものを用いる。

ク 湯沸室

作業対象		作業項目	作業内容
床清掃	弹性床	1-(1)床の清掃アによる。	
	硬質床	1-(1)床の清掃イによる。	
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。
		除塵	・鳥毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。
	扉	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。
		全面洗浄	・全面を専用洗剤を用いて洗浄する。
	流し台	洗浄	・中性洗剤を用いてスポンジで、丁寧に洗浄する。
	厨芥容器	厨芥収集	・厨芥を収集する。
			・容器を中性洗剤で洗浄する。
	換気扇	洗浄	・中性洗剤で洗浄し、水拭きして仕上げる。

ケ エレベーター

作業対象		作業項目		作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。		
床以外の清掃	壁・扉・操作盤	部分拭き	・汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。	
	扉溝	除塵	・真空掃除機で吸塵する。	

コ 中央操作室・電気室・制御室

作業対象		作業項目		作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。		

サ 階段

作業対象		作業項目		作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。		
	硬質床	1 - (1)床の清掃イによる。		
	共通	洗浄時には幅木、ノンスリップの清掃を行う。		
床以外の清掃	壁	部分拭き	・汚れた部分を水または専用洗剤を用いて拭く。	
		除塵	・鳥毛はたきまたは静電気除塵具等で除塵する。	
		部分洗浄	・固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて除去する。	
	手すり	拭き	・タオルで水拭きする。	
	窓台	除塵	・タオルダストクロス等で埃を取る。	

シ 詰所

作業対象		作業項目		作業内容
床清掃	弹性床	1 - (1)床の清掃アによる。		

(3) ごみ運搬処理

作業対象		作業項目		作業内容
運搬		各所から集積所までの運搬		・各所で集められた塵芥・吸殻・厨芥などを区別して運搬する。
分別・梱包		分別	・集められたごみを種類ごとに分類する。	
		梱包	・集められたごみを適当な分量に梱包する。	

(4) 南部水再生センター 作業項目及び周期

ア 床の清掃(1/2)

		玄関ホール	セントラル長室	事務室	水質事務室	会議室	書庫	展示室	廊下(本館)	廊下(送気棟)	更衣室	詰所	水質試験室
作業対象	作業項目												
弹性床	除塵												
	自在箒・フロアダスター 真空掃除機		毎日	毎日	毎日	毎日		毎週	毎日				
	水拭き												
	部分水拭き												
	全面水拭き												
硬質床	定期	洗浄											
	表面洗浄		6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	3か月	3か月	6か月	6か月	6か月	
	除塵												
	自在箒・フロアダスター 真空掃除機		毎日										
	水拭き												
織維床	定期	部分水拭き	毎日										
	全面水拭き												
	洗浄												
	表面洗浄												
	一般床洗浄		3か月										6か月

ア 床の清掃(2/2)

		中央操作室	控室	便所	湯沸室	エレベータ(I)	階段(I)	階段(II)	電気室	制御室	変配電室		
作業対象	作業項目												
弹性床	除塵												
	自在箒・フロアダスター 真空掃除機		毎日	毎日	毎日		毎日						
	水拭き												
	部分水拭き		毎日				毎日						
	全面水拭き			毎日	毎日								
硬質床	定期	洗浄											
	表面洗浄	6か月	6か月	3か月	6か月		3か月	6か月	1年	1年	1年		
	除塵												
	自在箒・フロアダスター 真空掃除機			毎日	毎日								
	水拭き												
織維床	定期	部分水拭き											
	全面水拭き			毎日	毎日								
	洗浄												
	表面洗浄												
	一般床洗浄			3か月	6か月								
織維床	日常	除塵											
	真空掃除機												
	カーペットスイーパー												
	定期	除塵											
	真空掃除機												
	カーペットスイーパー												

イ 床以外の清掃(1/2)

		玄関ホール (I)	玄関ホール (II)	センター長室	事務室	水質事務室	会議室 (I)	会議室 (II)	展示室	廊下 (I)	廊下 (II)	更衣室	控室
作業対象	作業項目												
壁	定期	部分拭き	3か月							3か月	6か月	6か月	
		除塵	3か月							3か月	6か月	6か月	
フロアマット	日常	除塵	毎日										
	定期	除塵	3か月										
扉ガラス	日常	部分拭き	毎日										
	定期	全面洗浄	3か月										
什器備品	日常	除塵	毎日				毎日		毎日				
ごみ箱	日常	ごみ収集	毎日		毎日	毎日							毎日
金属部分	日常	除塵	毎日										
窓台	日常	除塵及び拭き							毎日				
扉及び便所へだて	日常	部分拭き											
洗面台・水栓	日常	拭き											
鏡	日常	拭き											
衛生陶器	日常	洗浄											
衛生消耗品	日常	補充											
汚物容器	日常	汚物収集											
流し台	日常	洗浄											
厨芥収集	日常	厨芥収集											
壁・扉・操作盤	日常	部分拭き											
扉溝	日常	除塵											
手すり	日常	拭き											

イ 床以外の清掃(2/2)

		水質試験室	中央操作室	便所 (I)	便所 (II)	湯沸室	エレベータ (I)	エレベータ (II)	階段 (I)	階段 (II)	電気室	制御室
作業対象	作業項目											
壁	定期	部分拭き		3か月		6か月			3か月	6か月		
		除塵		3か月		6か月			3か月	6か月		
扉ガラス	日常	部分拭き										
	定期	全面清掃										
什器備品	日常	除塵										
ごみ箱	日常	ごみ収集		毎日								
金属部分	日常	除塵										
窓台	日常	除塵及び拭き							毎日			
扉及び便所へだて	日常	部分拭き			毎日							
洗面台・水栓	日常	拭き			毎日							
鏡	日常	拭き			毎日							
衛生陶器	日常	洗浄			毎日							
衛生消耗品	日常	補充			毎日							
汚物容器	日常	汚物収集			毎日							
流し台	日常	洗浄				毎日						
厨芥収集	日常	厨芥収集				毎日						
壁・扉・操作盤	日常	部分拭き										
扉溝	日常	除塵										
手すり	日常	拭き							毎日			

(5) ポンプ場 作業項目及び周期

ア 床の清掃

ポンプ場			玄関ホール (I)	玄関ホール (II)	廊下 (II)	詰所	便所 (I)	便所 (II)	階段 (II)	電気室	制御室
作業対象	作業項目										
弹性床	定期	洗浄									
		表面洗浄	3か月	6か月	6か月	6か月	6か月	6か月	1年	1年	
硬質床	定期	洗浄									
		一般床洗浄	3か月	6か月	6か月		3か月	6か月	6か月		

(6) 窓ガラス (内側)

作業項目	作業内容
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ガラス面に中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクリイジで汚水を除去する。 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

2 建物外部の清掃

窓ガラス (外側)

作業項目	作業内容
洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ガラス面に中性洗剤を適正希釈したものを塗布し、汚れを分解して、窓用スクリイジで汚水を除去する。 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。 ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。

※熱線反射ガラスやフィルムが貼りつけてあるガラスは、傷等に注意して清掃すること。

(特記仕様書 3)

防災設備保守点検委託

(履行場所)

第1条 本業務の履行場所は、次のとおりである。

施設名	履行場所	備考
南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地	本館 送気棟 終沈棟
磯子ポンプ場	磯子区磯子二丁目29番19号	本館 南部水再生センター要員宿舎 受送泥施設
万世ポンプ場	南区万世町2丁目29番地	
吉野ポンプ場	南区吉野町5丁目26番地	
磯子第二ポンプ場	磯子区磯子一丁目4番	雨水棟 揚水施設 滯水池

※各々の施設名毎に当該設備の加算すべき歩掛りの最大値を1回加算する。

(業務内容)

第2条 本業務の機器点検・総合点検の点検内容、点検周期及び点検対象は、次のとおりである。

- (1) 点検方法・点検項目は、消防法等関連法令等に基づいて実施すること。
- (2) 点検の周期

消防設備の種類	点検内容	点検の周期(点検時期)
消火器具 誘導灯及び誘導標識 消防用水 非常用コンセント設備	機器点検	2回/1年 (前期・後期実施)
屋内消火栓設備 不活性ガス消火設備(二酸化炭素) ハロゲン化物消火設備 自動火災報知設備	機器点検	2回/1年 (前期・後期実施)
非常警報設備 避難器具 排煙設備(防火戸・防火ダンパー等含む。) 連結送水管 非常電源専用受電設備	総合点検	1回/1年 (後期実施)
配線	総合点検	1回/1年 (後期実施)

- (3) 点検対象となる防災設備の機器・数量は、「別表-1」のとおりである。

(ハロゲン化物消火設備等の点検)

第3条 ハロゲン化物消火設備の総合点検時に行う放出試験は、窒素ガス又は空気を試験用ガスとして使用すること。試験内容は、指定の防護区画の起動装置及び選択弁等の動作状態、ガス放射状態、制御装置等の点検を行うこと。なお、各配管系統のガス漏洩試験も合わせて行うこと。

また、不活性ガス消火設備も上記と同様とすること。
放出試験の数量の内訳は、別表－2のとおりである。

(避難器具点検)

第4条 避難器具の機器点検の内訳は、別表－3のとおりである。

(補修等)

第5条 点検によって、部品の交換又は補修等を必要とする箇所を発見した場合は、不良箇所の場所および不良内容を明確にし、適切な処置ができるようにしておくとともに、立会職員に速やかに報告すること。なお、補修の負担は委託者・受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要と思われる軽微な機器等の補修は、受託者の負担とする。

(注意事項)

第6条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容を十分に理解し、作業中の不注意な行動、誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 現場責任者は現場に常駐するとともに、専門技術者を確保し、点検項目等は消防法等に基づいて実施すること。
- (3) 各室内等への立ち入りは、立会職員と打合わせのうえ立ち入ることとし、指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。また、覆蓋等の上には絶対に乗らないこと。
- (4) 点検員は、会社名、氏名を書いた名札またはヘルメットを着用すること。

(報告書の提出)

第7条 特記仕様書1 第1条(4)のとおり。なお、報告書は法令等に基づいた様式とすること。

2 消防法施行規則第31条の6の規定に基づく報告を所轄の消防署長に提出する際、立会職員に同伴すること。

(完了検査)

第8条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表-1 消防用設備等の機器・数量

施設名 南部水再生センター（本館・送気棟・終沈棟）

1 南部水再生センター（本館）

1-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	46 本
粉末消火器 車載式	6 本

1-2 屋内消火栓設備（前期・後期）

機器名	数量
加圧送水装置	1 組
制御盤	1 面
消火栓	8 組
表示灯	8 灯
音響装置	8 組
水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1 組
放水試験（総合点検）	1 式

1-3 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機 P 型 1 級 19回線＊	1 面
差動式分布型感知器	6 個
差動式スポット型感知器	57 個
定温式スポット型感知器	11 個
煙感知器＊	37 個
P 型 1 級発信機	11 個
表示灯	14 灯
音響装置	15 個
消火栓起動装置	1 個
常用電源	1 組
予備電源（受信機のみ）	1 組

1-4 避難器具（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
避難はしご＊	1 組

1-5 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
制御盤 3回線	1 面
ダンパー（F D以外）	4 個
防火戸ドア式（片開き扉・常開）	1 枚
電動式シャッター	1 枚
煙感知器＊	4 個
各種動作確認等（総合点検）	1 式

1-6 非常電源専用受電設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1式

1-7 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1式

2 南部水再生センター（送気棟）

2-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	12本
粉末消火器 車載式	2本

2-2 自動火災報知設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級 6回線*	1面
差動式スポット型感知器	1個
定温式スポット型感知器	2個
定温式スポット型感知器（防爆型）	1個
煙感知器*	37個
P型1級発信機	5個
表示灯	5灯
音響装置	5個
常用電源	1組
予備電源（受信機のみ）	1組

2-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	5灯

2-4 非常電源専用受電設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1式

2-5 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1式

3 南部水再生センター（終沈棟）

3-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	8本
粉末消火器 車載式	1本

3-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級10回線*	1面
差動式スポット型感知器	26個
定温式スポット型感知器	43個
煙感知器*	5個
P型1級発信機	5個
表示灯	5灯
音響装置	5個
常用電源	1組
予備電源（受信機のみ）	1組

3-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	6灯

3-4 消防用水（前期・後期）

機器名	標識設置場所	数量
標識	終沈16池流出側フェンス	1枚

3-5 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1式

3-6 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1式

施設名 磯子ポンプ場（本館・南部水再生センター要員宿舎・受送泥施設）

4 磯子ポンプ場（本館）

4-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	41本
粉末消火器 車載式	5本

4-2 不活性ガス消火設備（前期・後期）

機器名	数量
消火剤貯蔵容器（二酸化炭素 55kg／82.5リットル）	26基
容器弁開放装置（電磁式）	1個
容器弁開放装置（ガス圧式）	26個
起動用ガス容器	1個
起動用操作箱	1個
音響装置	3組
制御盤 1回線	1面
音声盤	1面
電源装置	1組

圧力スイッチ	1 個
逆止弁	1 個
開口部自動閉鎖装置	10 個
放出表示灯箱	5 個
ヘッド	9 個
作動試験	1 式
放出試験（総合点検・試験容器使用）	2 式
容器搬入（総合点検・試験容器使用）	2 式

4-3 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機 P 型 1 級 8 回線＊	1 面
差動式分布型感知器	3 個
差動式スポット型感知器	30 個
定温式スポット型感知器（二酸化炭素消火設備用含む）	53 個
煙感知器（二酸化炭素消火設備用含む）＊	33 個
P 型 1 級発信機	4 個
表示灯	4 灯
音響装置	5 個
常用電源	1 組
予備電源（受信機のみ）	1 組

4-4 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	10 灯

4-5 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低压受電設備＊	1 式

4-6 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）＊	1 式

5 磯子ポンプ場（南部水再生センター要員宿舎）

5-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	21 本

5-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機 P 型 2 級 4 回線＊	1 面
差動式スポット型感知器	86 個
定温式スポット型感知器	48 個
P 型 2 級発信機	4 個
表示灯	4 灯

音響装置	4 個
常用電源	1 組
予備電源 (受信機のみ)	1 組

5-3 避難器具 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
簡易はしご*	3 組

5-4 非常電源専用受電設備 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1 式

5-5 配線 (総合点検)

機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	1 式

6 磯子ポンプ場 (受送泥施設)

6-1 消火器設備 (前期・後期)

機器名	数量
粉末消火器 蓄圧式	4 本

6-2 自動火災報知設備 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機 P型 1級 4回線*	1 面
煙感知器	15 個
P型 1級発信機	3 個
表示灯	3 灯
音響装置	3 個
常用電源	1 組
予備電源 (受信機のみ)	1 組

6-3 誘導灯及び誘導標識 (前期・後期)

機器名	数量
誘導灯	6 灯

6-4 非常電源専用受電設備 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1 式

6-5 配線 (後期)

機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	1 式

施設名 万世ポンプ場

7 万世ポンプ場

7-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 車載式	4 本
粉末消火器 蓄圧式	50 本

7-2 屋内消火栓設備（前期・後期）

機器名	数量
加圧送水装置	1 組
制御盤	1 面
消火栓	9 組
表示灯	9 灯
音響装置	9 組
水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1 組
放水試験（総合点検）	1 式

7-3 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）

機器名	数量
消火剤貯蔵容器（ハロン1301 60kg／68リットル）	34 基
容器弁開放装置（電磁式）	2 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	34 個
起動用ガス容器	2 個
起動用操作箱	2 個
音響装置	3 組
制御盤 2回線	1 面
音声盤	1 面
電源装置	1 組
圧力スイッチ	2 個
逆止弁	4 個
開口部自動閉鎖装置	12 個
放出表示灯箱	7 個
選択弁	2 個
ヘッド	18 個
作動試験	1 式
放出試験（総合点検・試験容器使用）	1 式

7-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級 15回線＊	1 面
差動式分布型感知器	4 個
差動式スポット型感知器	2 個
定温式スポット型感知器	10 個
煙感知器＊	57 個
P型1級発信機	8 個
表示灯	10 灯

音響装置	11 個
常用電源	1 組
予備電源 (受信機のみ)	1 組

7-5 誘導灯及び誘導標識 (前期・後期)

機器名	数量
誘導灯	62 灯
誘導標識	18 枚

7-6 排煙設備 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
制御盤 15 回線	1 面
ダンパー (F D以外)	27 個
排煙口	30 個
電動式シャッター	1 枚
機械排煙設備 モーター駆動	3 台
機械排煙設備 起動盤	11 面
煙感知器 *	9 個
各種動作確認等 (総合点検)	1 式

7-7 連結送水管 (前期・後期)

機器名	数量
送水口 双口型 径65A	1 組
放水口 径65A (地下3、4階各2組、地下5階1組)	5 組
配管の耐圧性能 径100A (総合点検) (令和9年度後期のみ)	2 系統

※ テスト弁(65A)は、本館屋上階と1階C階段室外壁に設置

7-8 非常コンセント設備 (前期・後期)

機器名	数量
非常コンセント設備	4 個

7-9 非常電源専用受電設備 (前期・後期) *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低压受電設備 *	1 式

7-10 配線 (総合点検)

機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	1 式

施設名 吉野ポンプ場

8 吉野ポンプ場

8-1 消火器設備 (前期・後期)

機器名	数量
粉末消火器 車載式	1 本
粉末消火器 蓄圧式	27 本

8-2 ハロゲン化物消火設備（前期・後期）

機器名	数量
消火剤貯蔵容器（ハロン1301 50kg／68リットル）	43 基
容器弁開放装置（電磁式）	1 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	43 個
起動用ガス容器	1 個
起動用操作箱	2 個
音響装置	7 組
制御盤 1回線	1 面
音声盤	1 面
電源装置	1 組
圧力スイッチ	1 個
逆止弁	1 個
開口部自動閉鎖装置	20 個
放出表示灯箱	3 個
ヘッド	21 個
作動試験	1 式
放出試験（総合点検・試験容器使用）	1 式

8-3 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機 P 型 1 級 13 回線＊	1 面
差動式分布型感知器	6 個
定温式スポット型感知器	27 個
煙感知器＊	32 個
P 型 1 級発信機	5 個
表示灯	5 灯
音響装置	5 個
常用電源	1 組
予備電源（受信機のみ）	1 組

8-4 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	32 灯
誘導標識	15 枚

8-5 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
制御盤 1回線	1 面
ダンパー（F D以外）	2 個
電動シャッター	2 枚
煙感知器＊	12 個
各種動作確認等（総合点検）	1 式

8-6 非常コンセント設備（前期・後期）

機器名	数量
非常コンセント設備	4 個

8-7 非常電源専用受電設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備（2組）*	1 式

8-8 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1 式

施設名 磯子第二ポンプ場（雨水棟・揚水施設・滯水池）

9 磯子第二ポンプ場（雨水棟）

9-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 車載式	3 本
粉末消火器 蓄圧式	43 本

9-2 屋内消火栓設備（前期・後期）

機器名	数量
加圧送水装置	1 組
制御盤	1 面
消火栓	11 組
表示灯	11 灯
音響装置	11 組
水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1 組
放水試験（総合点検）	1 式

9-3 不活性ガス消火設備（前期・後期）

機器名	数量
消火剤貯蔵容器（二酸化炭素 45kg／68リットル）	167 基
容器弁開放装置（電磁式）	3 個
容器弁開放装置（ガス圧式）	167 個
起動用ガス容器	3 個
起動用操作箱	2 個
音響装置	8 組
制御盤 1回線	1 面
音声盤	5 面
電源装置	1 組
圧力スイッチ	6 個
逆止弁	1 個
開口部自動閉鎖装置	17 個
放出表示箱	7 個
ヘッド	32 個
作動試験	1 式

放出試験（総合点検・試験容器使用）	5式
容器搬入（総合点検・試験容器使用）	5式

9-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級 28回線＊	1面
定温式スポット型感知器	1個
煙感知器（二酸化炭素消火設備用を含む）＊	109個
光電式分離型煙感知器＊	3セット
P型1級発信機	11個
表示灯	17灯
音響装置	18個
常用電源	1組
予備電源（受信機のみ）	1組

9-5 非常警報設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
操作部（電源部）＊	1組
増幅器操作部（270W）	1台
スピーカ回線	11個
遠隔操作器	1台
常用電源	1組
音圧確認、非常電源による総合作動等（総合点検）	1式

9-6 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	51灯
誘導標識	5枚

9-7 排煙設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
制御盤 7回線	1面
ダンパー（FD以外）	29個
電動式シャッター	3枚
煙感知器＊	4個
各種動作確認等（総合点検）	1式

9-8 連結送水管（前期・後期）

機器名	数量
送水口 双口型 径75A	1組
放水口 径65A（地下1、2、3、4階）	5組
配管の耐圧性能 径100A（総合点検）（令和8年度後期のみ）	1系統

※ テスト弁(65A)は、2階水槽室外壁に設置

9-9 非常電源専用受電設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1式

9-10 配線（総合点検）

機器名	数量
配線（絶縁抵抗測定及び配線点検）	1式

10 磯子第二ポンプ場（揚水施設）

10-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 車載式	2本
粉末消火器 蓄圧式	43本

10-2 屋内消火栓設備（前期・後期）

機器名	数量
加圧送水装置	1組
制御盤	1面
消火栓	12組
表示灯	12灯
音響装置	12個
表示盤	1面
水源（貯水槽、給水装置、バルブ類等）	1組
放水試験（総合点検）	1式

10-3 不活性ガス消火設備（前期・後期）

機器名	数量
消火剤貯蔵容器（二酸化炭素 55kg／82.5リットル）	72基
容器弁開放装置（電磁式）	2個
容器弁開放装置（ガス圧式）	72個
起動用ガス容器	2個
起動用操作箱	2個
音響装置	13組
制御盤 2回線	1面
音声盤	1面
電源装置	1組
圧力スイッチ	2個
逆止弁	1個
開口部自動閉鎖装置	22個
放出表示灯箱	30個
ヘッド	19個
作動試験	1式
放出試験（総合点検・試験容器使用）	4式
容器搬入（総合点検・試験容器使用）	4式

10-4 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級 27回線*	1面
定温式スポット型感知器	14個
煙感知器（二酸化炭素消火設備用含む）*	128個
P型1級発信機	14個
表示灯	21灯
音響装置	20個
常用電源	1組
予備電源（受信機のみ）	1組

10-5 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	49灯

10-6 連結送水管（前期・後期）

機器名	数量
送水口 双口型 径65A	1組
放水口 径65A（地下1、2階）	2組

※ テスト弁(65A)は、3階廊下外壁に設置

10-7 非常コンセント設備（前期・後期）

機器名	数量
非常コンセント設備	5個

10-8 非常電源専用受電設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1式

10-9 配線（後期）

機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	1式

11 磯子第二ポンプ場（滯水池）

11-1 消火器設備（前期・後期）

機器名	数量
粉末消火器 車載式	1本
粉末消火器 蓄圧式	24本

11-2 自動火災報知設備（前期・後期）＊後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
受信機P型1級 12回線*	1面
煙感知器*	22個
P型1級発信機	9個
表示灯	9灯
音響装置	9個

常用電源	1 組
予備電源 (受信機のみ)	1 組

11-3 誘導灯及び誘導標識（前期・後期）

機器名	数量
誘導灯	12 灯

11-4 非常電源専用受電設備（前期・後期） *後期は機器・総合点検を兼ねる。

機器名	数量
低圧受電設備*	1 式

11-5 配線（総合点検）

機器名	数量
配線(絶縁抵抗測定及び配線点検)	1 式

別表-2 放出試験数量内訳

1 不活性ガス消火設備放出試験（後期）対象数量

施設名	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量／設置容器数量
磯子ポンプ場（本館）	二酸化炭素	82.5リットル / 55kg	2 本 / 26本
磯子第二ポンプ場（雨水棟）	二酸化炭素	68リットル / 45kg	5 本 / 167本
磯子第二ポンプ場（揚水施設）	二酸化炭素	82.5リットル / 55kg	4 本 / 72本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算する。

放出試験数量は放出試験用ガスを47L型（7,000リットル）としたときの数量。

2 ハロゲン化物消火設備放出試験（後期）対象数量

施設名	ガス種別	内容積／充填量	放出試験数量／設置容器数量
万世ポンプ場	ハロン1301	68リットル / 60kg	1 本 / 34本
吉野ポンプ場	ハロン1301	68リットル / 50kg	1 本 / 43本

※放出試験数量に合わせ歩掛を加算する。

放出試験数量は放出試験用ガスを47L型（7,000リットル）としたときの数量。

別表-3 避難器具内訳

機器名	数量
南部水再生センター（本館）（避難はしご）	1 組
2階	1 組
南部水再生センター要員宿舎（簡易はしご）	3 組
4階→3階	1 組
3階→2階	1 組
2階→1階	1 組

(特記仕様書4)

空調設備保守点検業務

(業務内容)

第1条 本業務の内容は、次のとおりである。

業務内容	点検回数／年
フロン排出抑制法に基づく空調機の定期点検(室内機含む)	令和9年度 1回

(点検対象機器の仕様)

第2条 本業務の保守点検対象機器の仕様は、別表-1のとおりである。

(対象機器の点検項目)

第3条 本業務の保守点検対象機器の点検項目等は、別表-2のとおりである。

(点検管理)

第4条 本業務の点検管理は、次のとおりである。

- (1) 機器、設備の点検内容の確認及び工程の打合せ
- (2) 点検チェックリストの作成
- (3) 点検完了後の点検報告書作成
- (4) その他必要な事項

(フロン排出抑制法対応のフロン類漏えい点検)

第5条 本業務では、平成27年4月より施行されたフロン排出抑制法における定期点検の対象となる機器について次の内容の定期点検を実施し、機器ごとの点検記録を提出すること。今回は本業務の保守点検対象機器（別表-1）全てが対象である。

なお、フロン排出抑制法に規定されている定期点検は、フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する有資格者が行うこと。

- (1) 機器の異常音の有無について確認すること。
- (2) 機器外観の損傷、腐食及び錆、その他の劣化、油にじみの有無について目視により確認すること。
- (3) 熱交換器への霜の付着の有無について確認すること。
- (4) 直接法（発泡液または蛍光剤による確認等）、若しくは間接法（機器の運転状況の記録等から判断）により確認すること。

2 フロン類の漏えいまたは故障等を確認した場合は委託者にその旨を通知し、その後の対応について協議すること。

(注意事項)

第6条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 業務内容、業務範囲を十分理解し、作業中の不注意な行動や誤認等による事故の防止に努めること。
- (2) 専門技術者を確保し、点検項目等に基づいて実施すること。

(3) 指定した場所以外、絶対に立ち入らないこと。

(機器の補修等)

第7条 受託者は保守点検によって、部品の交換又は特別の資材を必要とする故障を発見したときは、委託者に対し速やかに故障内容を報告すること。なお、補修の負担は、委託者及び受託者で協議すること。

2 保守点検時に必要とする軽微な機器の補修は、受託者の負担とする。

(報告書の提出)

第8条 特記仕様書1 第1条(4)のとおり。

(完了検査)

第9条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表-1 保守点検対象機器の主仕様

機器名	空調対象室	室外機 設置場所	主 仕 様	台数
パッケージ形 空調設備	揚水施設 1階電気室 機番：EHP-1	屋上	ダイキン工業(株)製 形式：SZVCP560KKHR 冷房能力：50.0kW 圧縮機出力：7.5kW、冷媒：R410A ・室内機 形式：FVCP560MAKR 床置型 ・室外機 形式：RZCP280KKHR	室内機：1台 室外機：2台
	揚水施設 2階電気室 機番：EHP-3-1 EHP-3-2			室内機：2台 室外機：4台
パッケージ形 空調設備	雨水滯水池 1階電気室 機番：PAC-10 (1)～(4)	屋外	三菱電機(株)製 形式：PFHV-P450DMJ1 冷房能力：40.0kW 圧縮機出力：8.1kW、冷媒：R410A ・室内機 形式：RFAV-P4450DMJ1 床置型 ・室外機 形式：PVHV-P450DMJ1-BSG	室内機：4台 室外機：4台

パッケージ形 空調設備	南部水再センター 1階CPU室 機番：PAC-2 PAC-3	屋外	東芝キャリア(株)製 形式：MMY-MAP2806HRZG 冷房能力：28.0 kW、冷媒：R410A 圧縮機出力：8.52kW 室内機 型式：MMU-AP1407H 天井埋込カセット型(4方向) 室外機 型式：MMY-MAP2806HRZG	室内機：4台 室外機：2台
パッケージ形 空調設備	磯子ポンプ場 操作室 機番：AC-1	屋上	三菱電機(株) 製 形式：PFHV-P450DME3 冷房能力：40.0 kW、冷媒：R410A 圧縮機出力：10.9kW 室内機 型式：PFAV-P450DME3 床置型 室外機 型式：PUHV-P450ME3-BSG	室内機：1台 室外機：1台

別表－2 点検項目等

機器名	構成機器	点 検 項 目
パッケージ形 空調設備	圧縮機 送風機 熱交換器 室外機ユニット	1 パッケージ形空調機本体の清掃 2 エアフィルター、ドレンパンの清掃 3 運転回路、電気機器の点検 4 冷媒ガス系統の漏れ点検、油量の点検 5 送風機の点検（ファンベルトの点検及び調整。ファンベルト 交換必要の場合、交換を含む。交換部品は本市支給品） 6 電気関係の絶縁抵抗測定（電磁接触器の二次側にて測定） 7 ベアリング関係の点検 8 運転状態の確認 9 その他、必要事項

(特記仕様書 5)

レジオネラ属菌水質検査業務

(業務内容)

第1条 本業務内容は、横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱に基づき、水再生センター等の冷却塔水等検査対象水について、レジオネラ属菌の水質検査を行うものである。

試験方法は、厚生労働省監修「新版レジオネラ症防止指針」掲載の方法とする。

なお、検査対象水の採取は委託者が行い、回収は受託者が行うものとする。

(回収場所)

第2条 本業務の回収場所は、次のとおりである。

施設名	回収場所
南部水再生センター	磯子区新磯子町39番地

(検査対象水数)

第3条 本業務の検査対象水数は別表1、採水場所名称は別表2のとおりである。

(本市への貸与品)

第4条 検査対象水の採取にあたり、検査対象水相当数の滅菌済保存容器を水再生センター等に事前に貸与するものとする。

(注意事項)

第5条 本業務における注意事項は、次のとおりである。

- (1) 検査対象水の回収作業時には、検査対象水保存容器を、保冷機能を有する容器に収納し、搬送温度6～18℃で運搬を行う。
- (2) 検査対象水の回収日程については、事前に打合せのうえ決定する。
- (3) 担当員と十分打合せのうえ、業務を実施する。

(報告書の提出)

第6条 特記仕様書1 第1条(4)のとおり。

(完了検査)

第7条 業務共通仕様書 第8条のとおり。

別表1 検査対象水数

名称	冷却塔水
南部水再生センター	3検体／年
万世ポンプ場	3検体／年
吉野ポンプ場	3検体／年
磯子第二ポンプ場	3検体／年
合計	12検体／年

別表2 採水場所名称一覧

採水場所		検体区分	備考
1	南部水再生センター 送気棟屋上 送風機用	冷却塔水	
2	万世ポンプ場屋上 自家発用	冷却塔水	
3	吉野ポンプ場屋上 自家発用	冷却塔水	
4	磯子第二ポンプ場屋上 自家発用	冷却塔水	

委託契約約款 第 22 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第 22 条第 1 項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、一般管理費等として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：建築保全業務労務単価）
 神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品： ）
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）
 労務単価を基に算出した経費

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

- 本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は 2 のとおり）
 委託契約約款第 2 条に規定する、受託者から提出された内訳書
 (以下、「受託者の内訳書」という。) による算出
 (ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。)

上記 2 種の併用

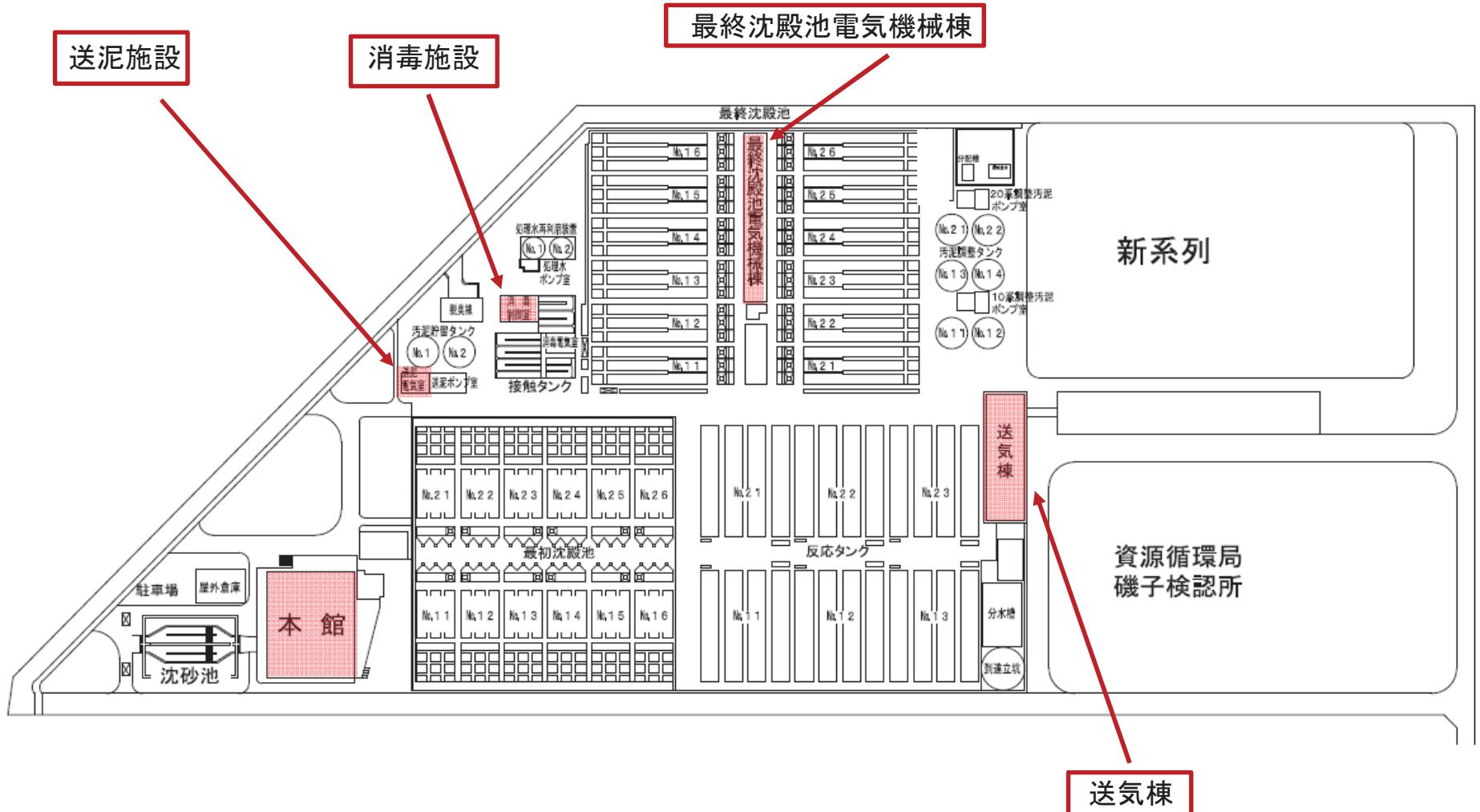
- (1) ア 労務単価 使用項目 _____
 イ アに付随する費用の使用項目 _____

- (2) 受託者の内訳書使用項目 _____







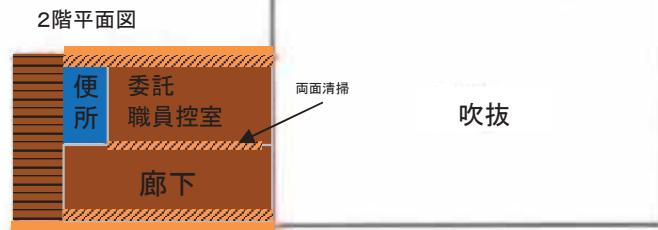


着色部分は本委託の履行範囲を示す。

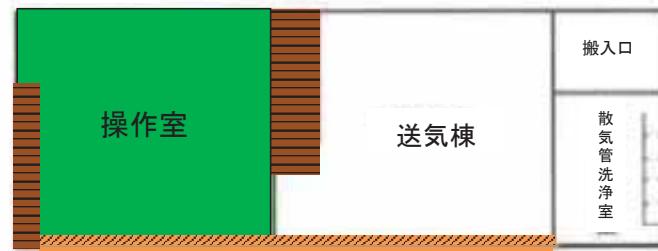
委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	(庁舎清掃業務) 南部水再生センター平面図
横浜市下水道河川局南部水再生センター（令和8・9年度）	図番 1/31



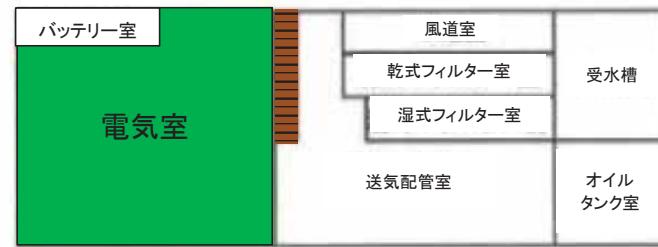
送気棟



1階平面図



地階平面



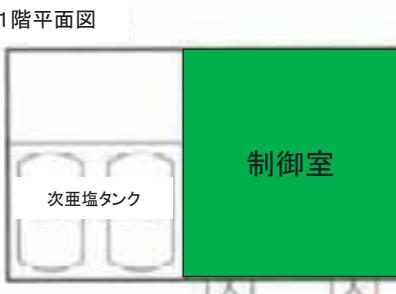
- █ 定期清掃1
- █ 定期清掃2
- █ 電気機械室定期清掃
- █ 窓ガラス清掃2

※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある
場合は建物内部を示す。

最終沈殿池電気機械棟



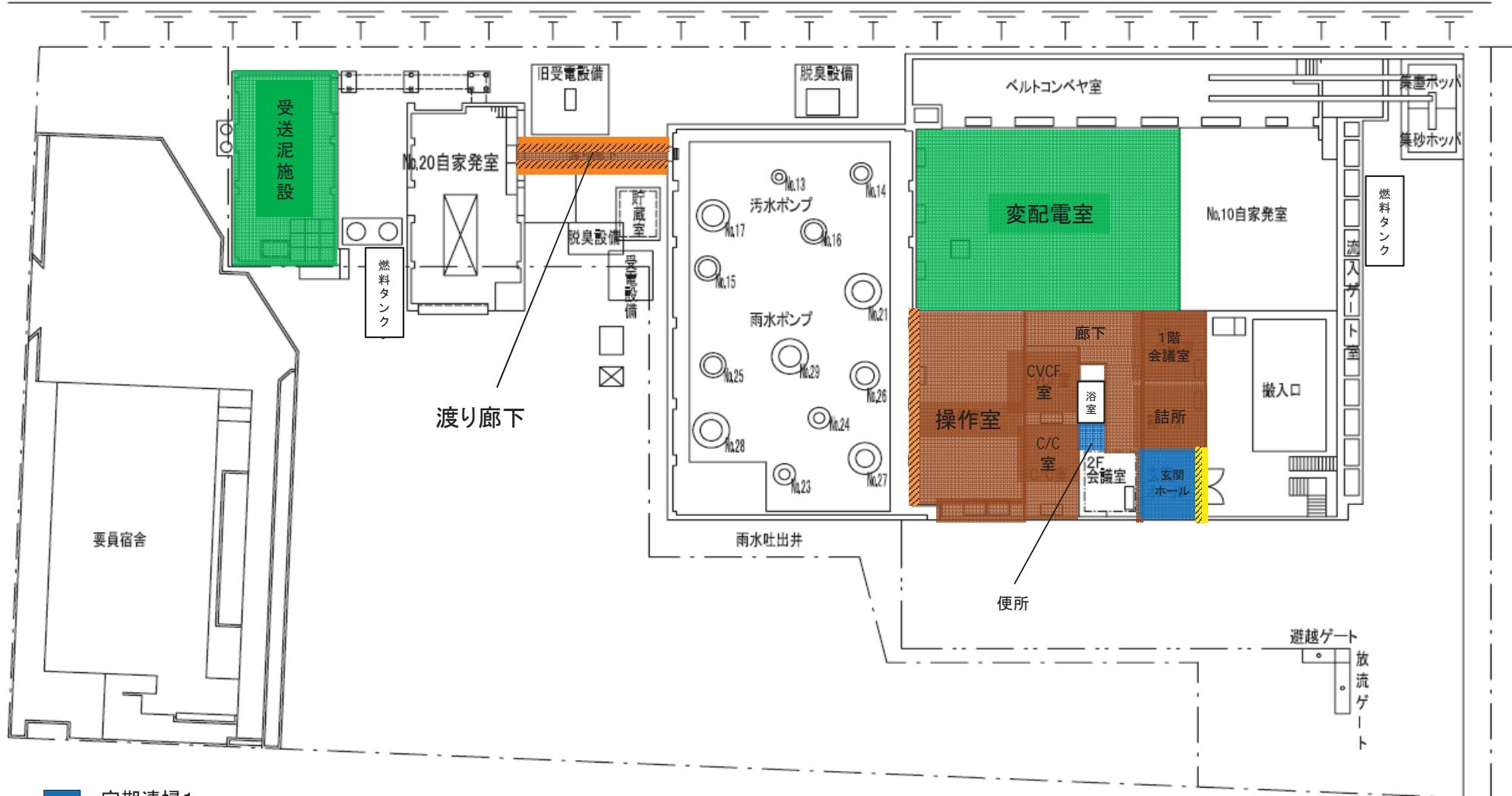
消毒施設



送泥施設



委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 南部水再生センター送気棟ほか平面図	図番	3/31
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)			

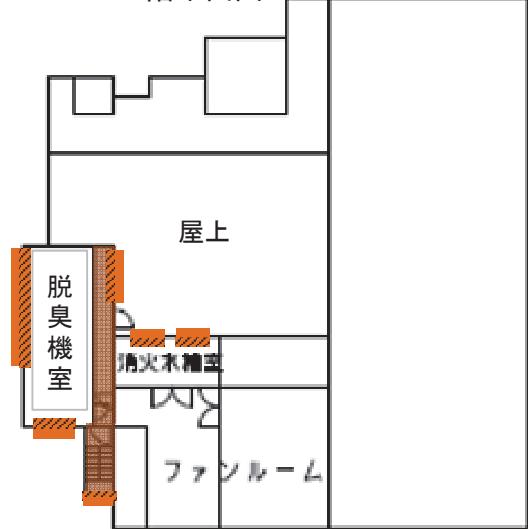


- 定期清掃1
- 定期清掃2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃1
- 窓ガラス清掃2

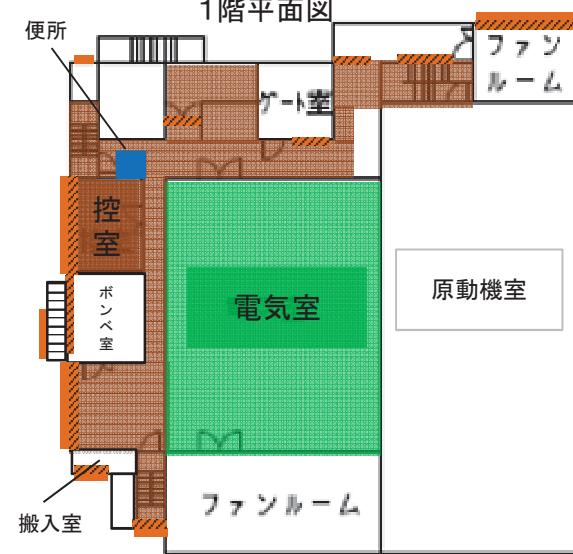
※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある場合は建物内部を示す。

委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 磯子ポンプ場平面図		
図番	4/31		
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)			

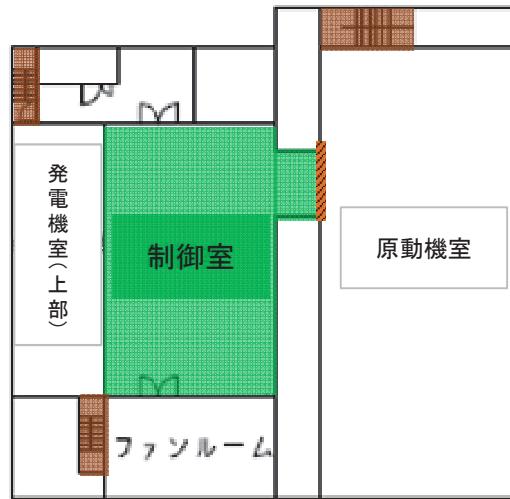
2階平面図



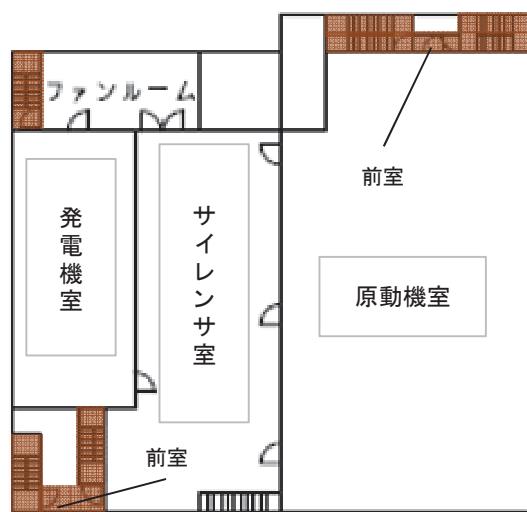
1階平面図



地下1階平面図



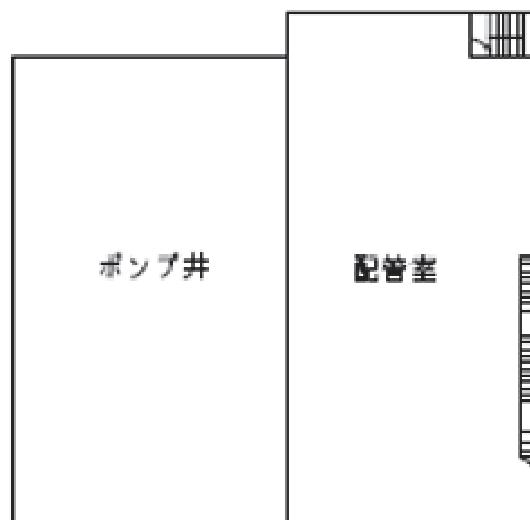
地下2階平面図



地下3階平面図



地下4階平面図



- 定期清掃1
- 定期清掃2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃2

※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある
場合は建物内部を示す。

委託名

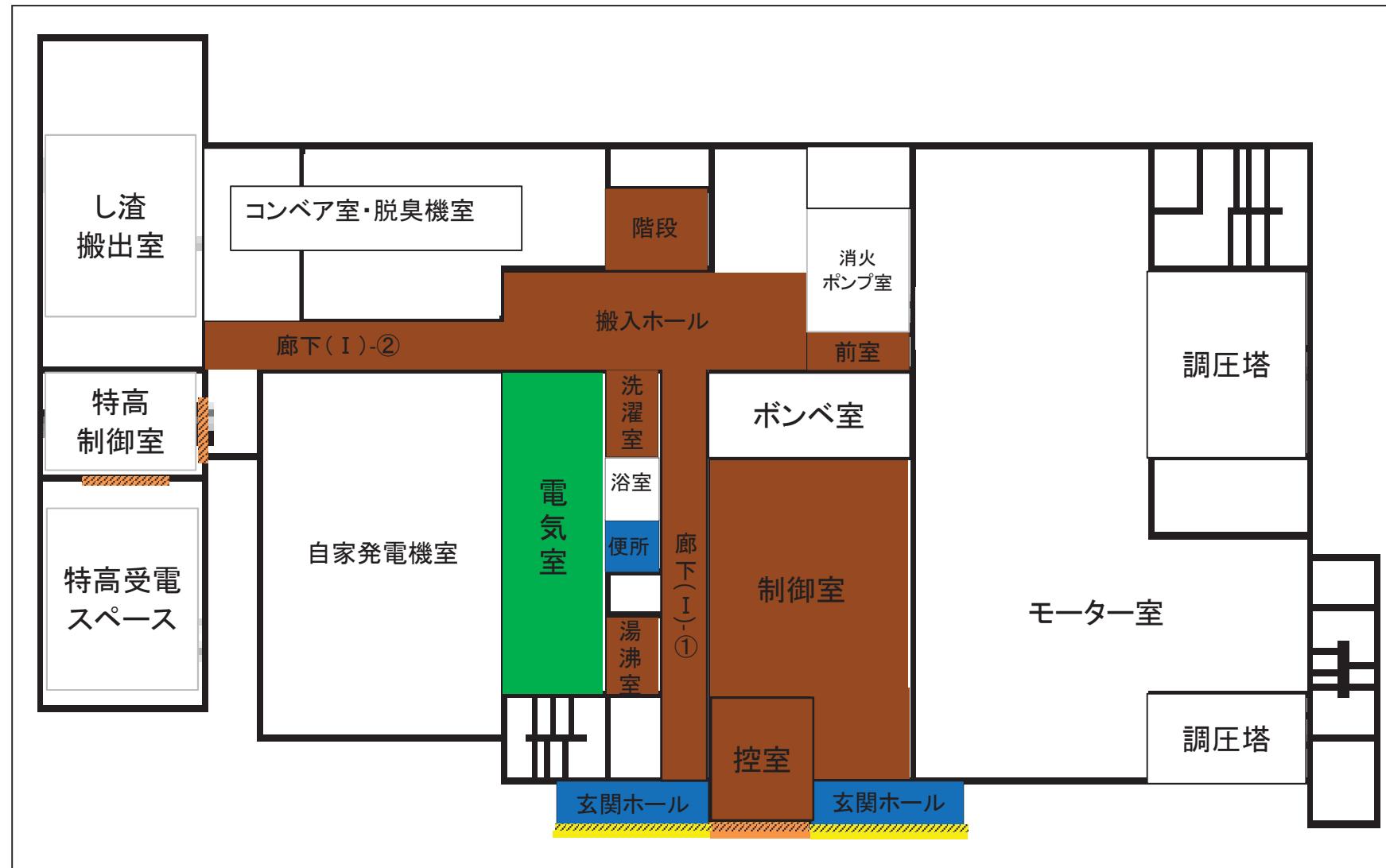
南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託

図名

(庁舎清掃業務)
磯子第二ポンプ場平面図

図番

5/31



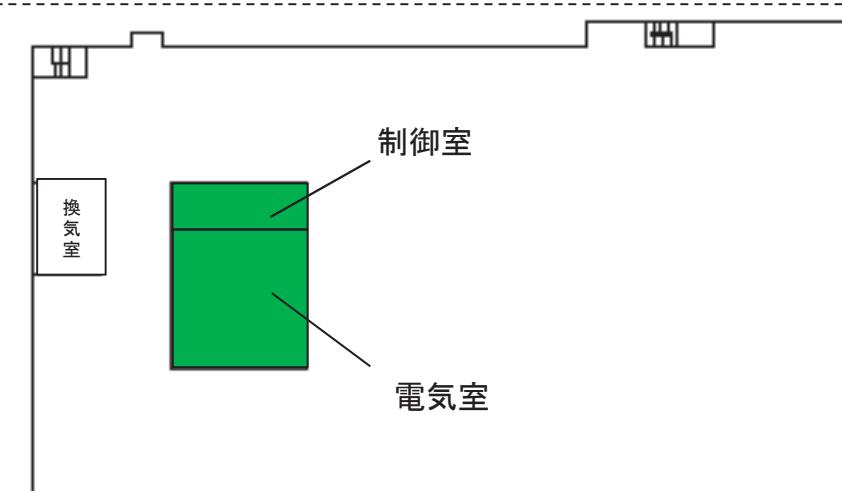
- █ 定期清掃1
- █ 定期清掃2
- █ 電気機械室定期清掃
- █ 窓ガラス清掃1
- █ 窓ガラス清掃2

※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある場合は建物内部を示す。

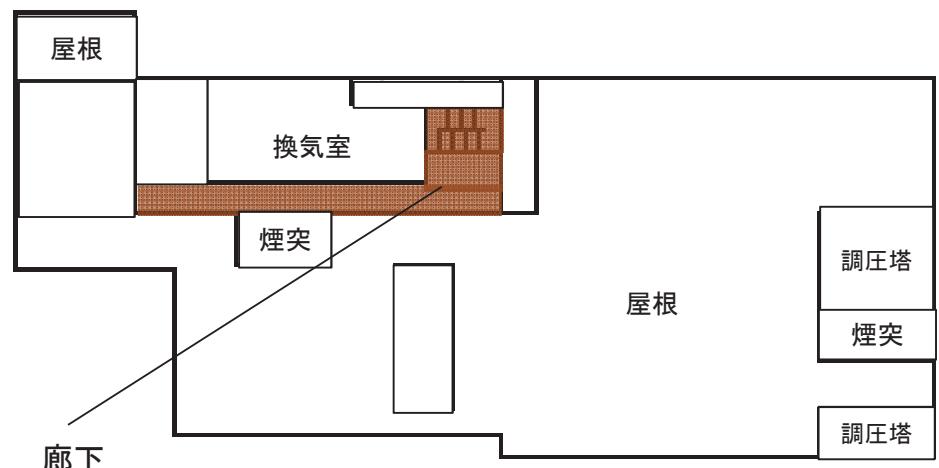
委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	(庁舎清掃業務) 磯子第二ポンプ場揚水施設1階平面図	図番 6/31
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)		



揚水施設2階平面図



滯水池施設1階平面図

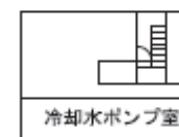
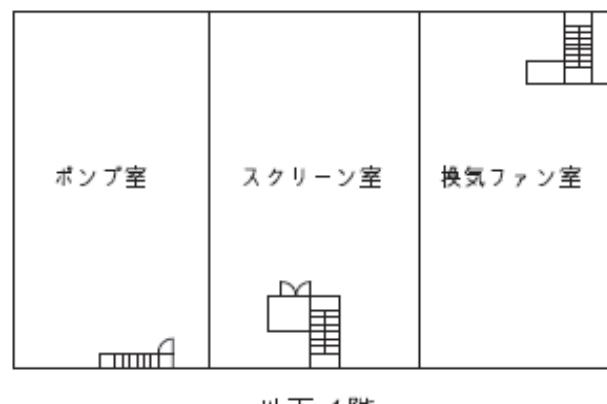
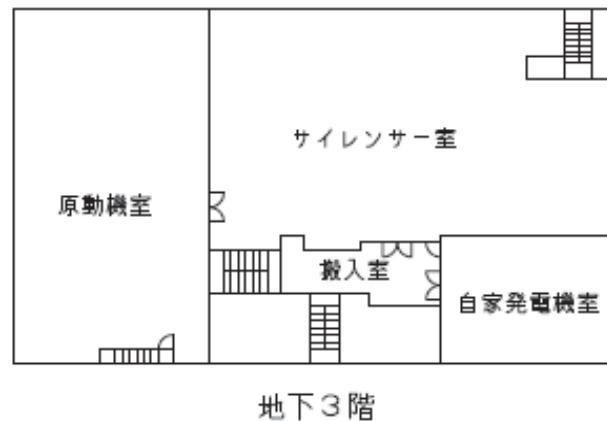
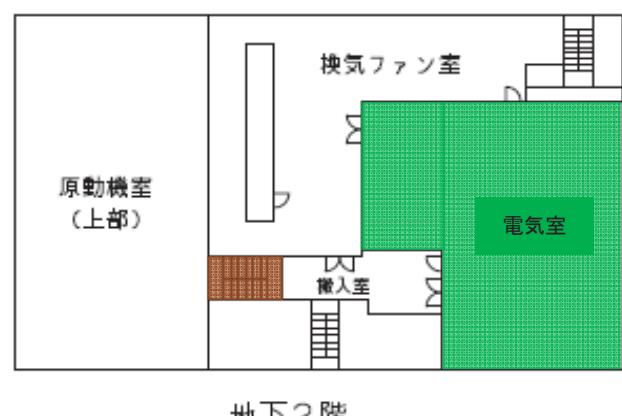
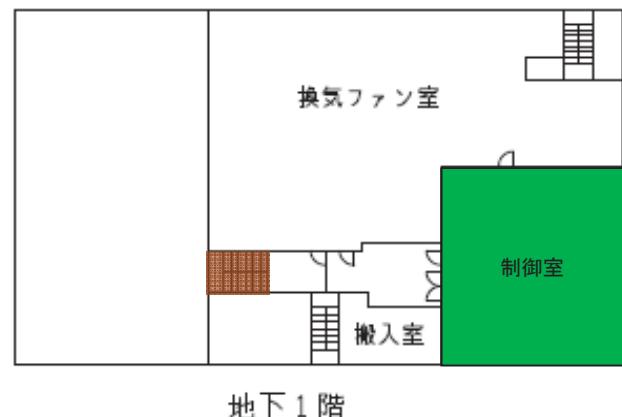
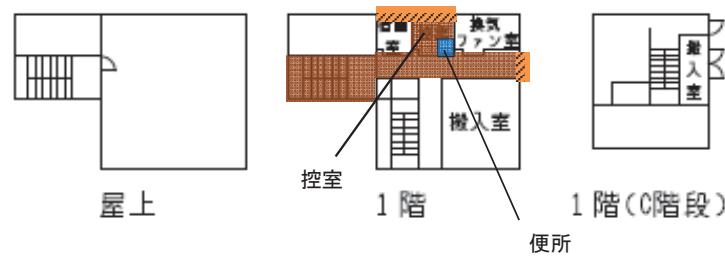


揚水施設3階平面図

委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 磯子第二ポンプ場揚水施設(2・3階)雨水滯水池施設平面図	図番	7/31
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)			

- 定期清掃1
- 定期清掃2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃2

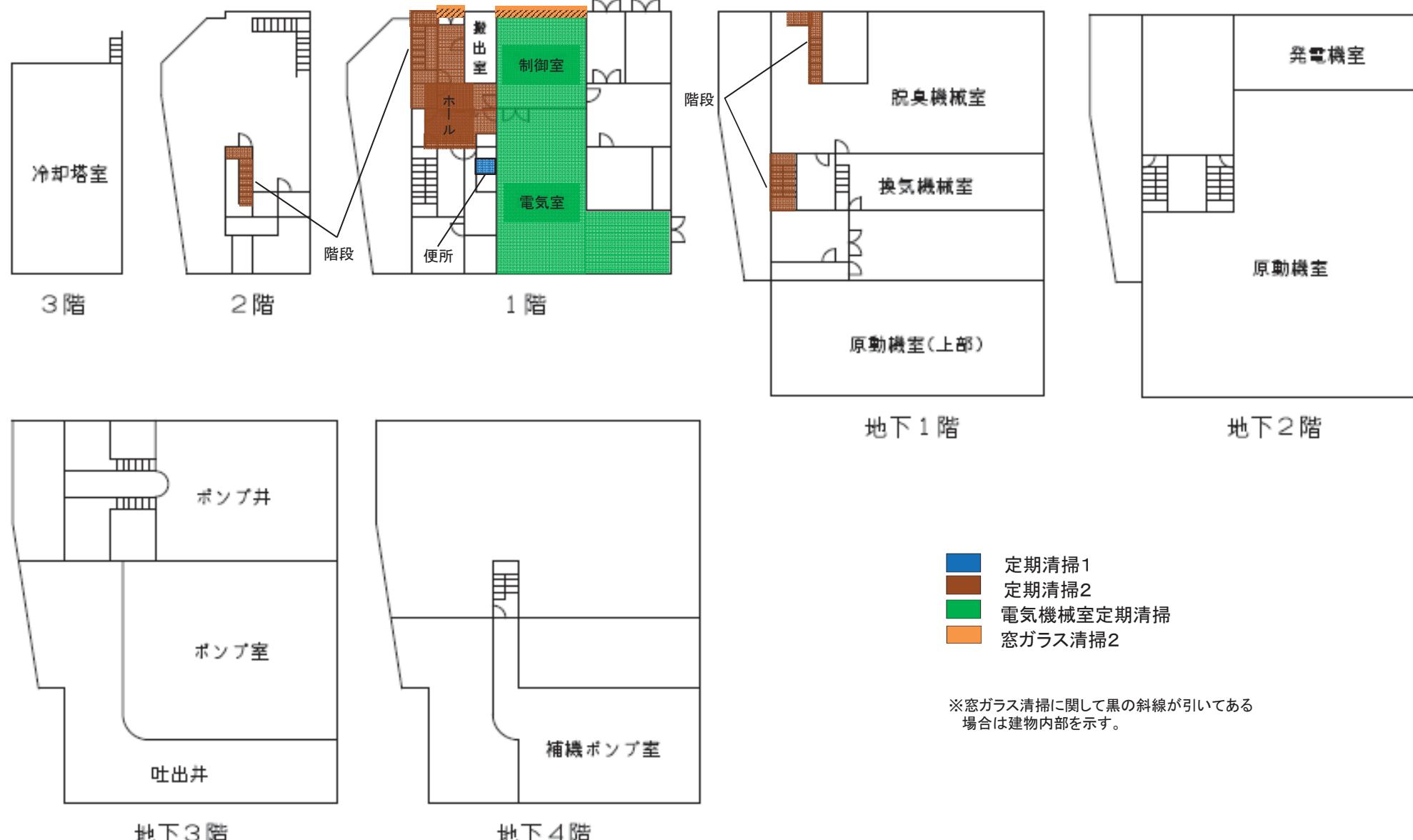
※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある場合は建物内部を示す。



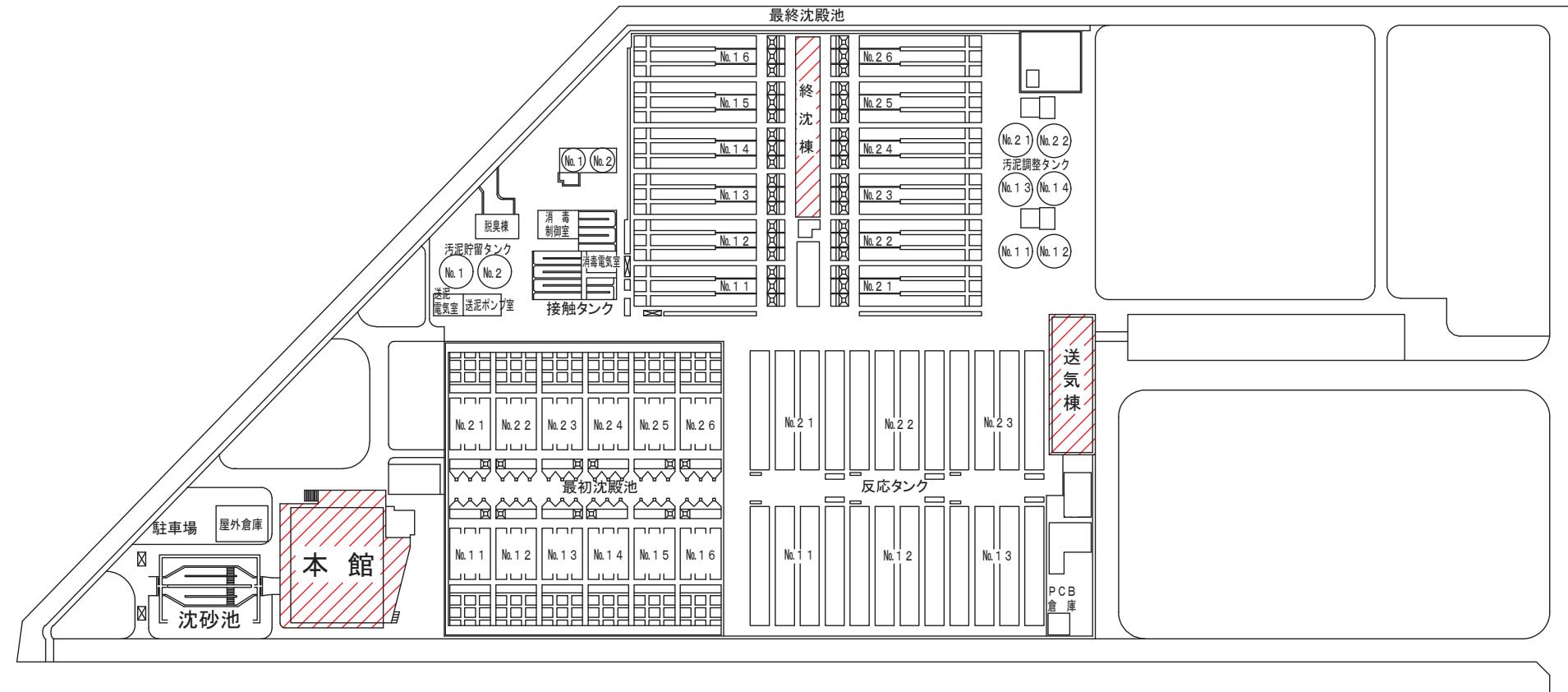
- 定期清掃1
- 定期清掃2
- 電気機械室定期清掃
- 窓ガラス清掃2

※窓ガラス清掃に関して黒の斜線が引いてある場合は建物内部を示す。

委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 万世ポンプ場平面図	図番	8/31
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)			

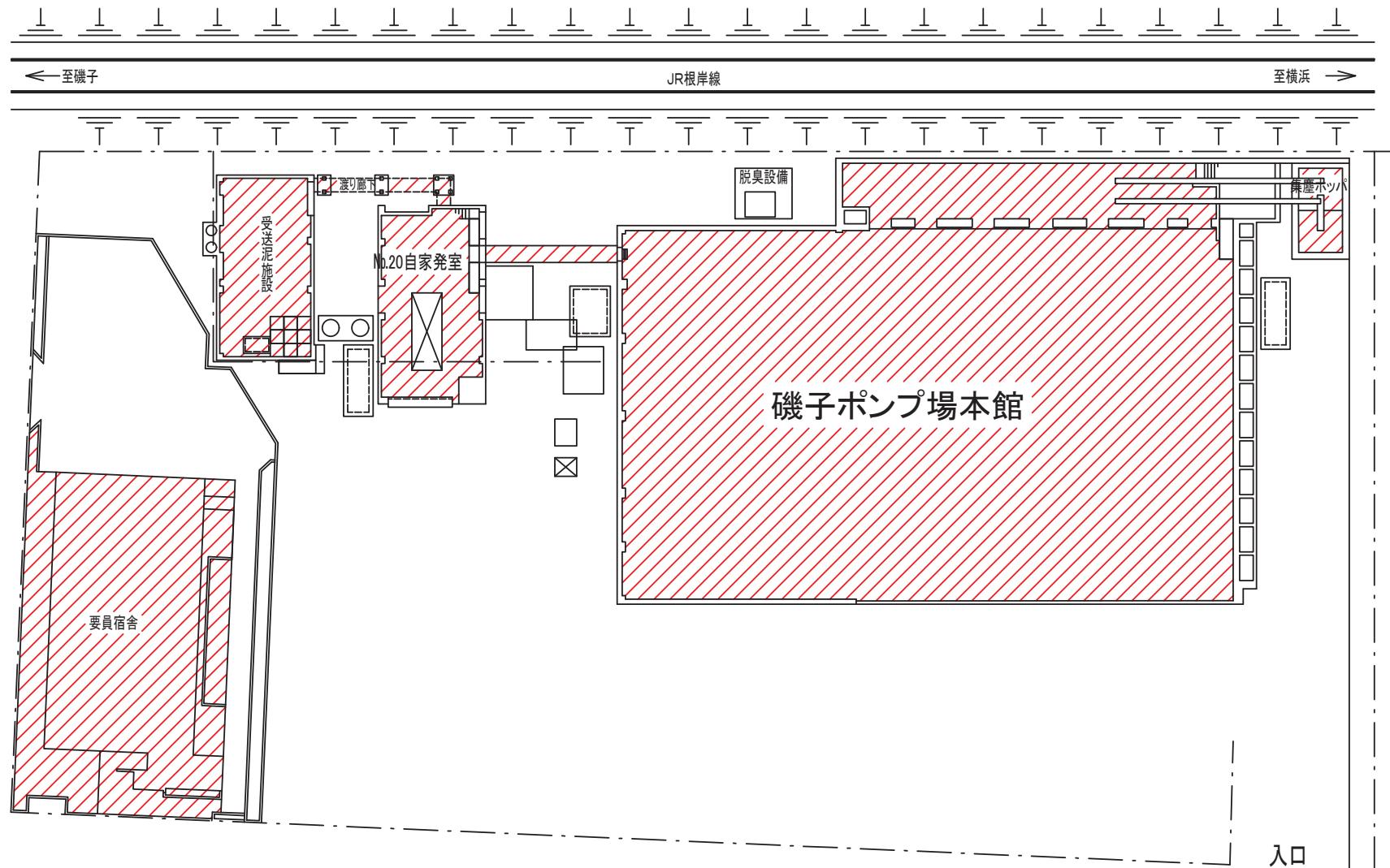


委託名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(庁舎清掃業務) 吉野ポンプ場平面図	図番	9/31
横浜市下水道河川局下水道施設部南部水再生センター(令和8・9年度)			



□ 着色部分は本委託履行範囲を示す

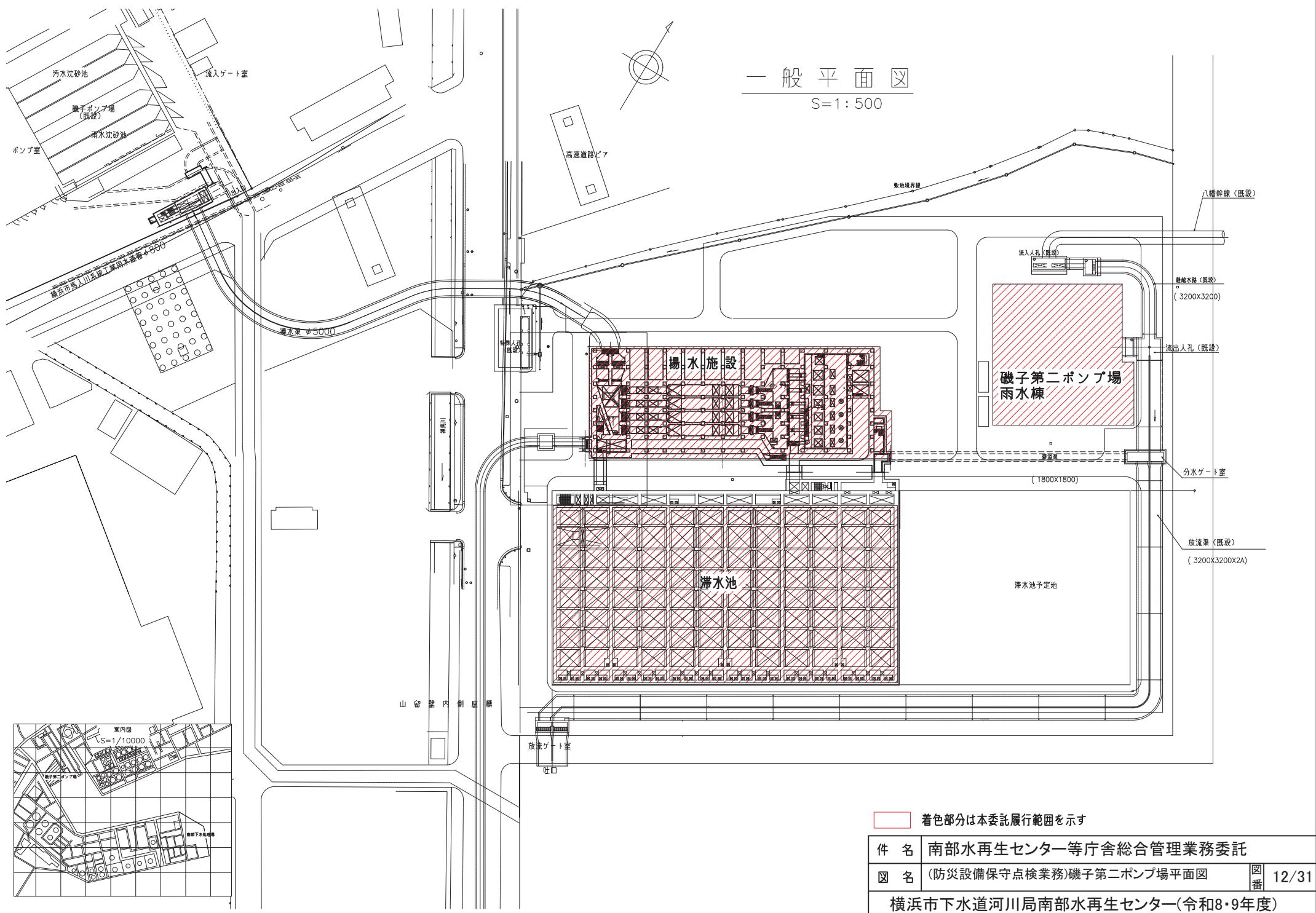
件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	
図名	(防災設備保守点検業務)南部水再生センター平面図	図番 10/31
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)		

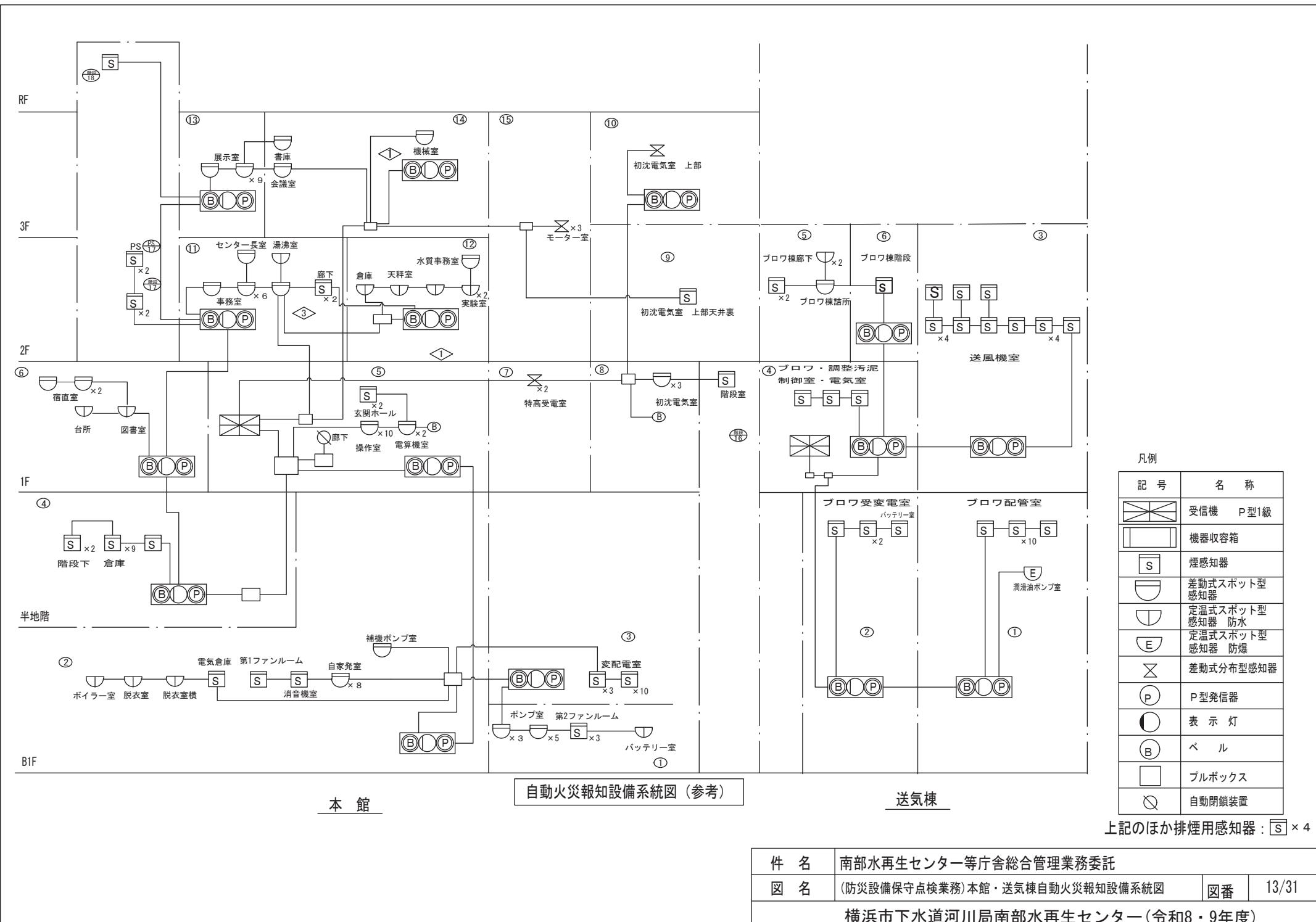


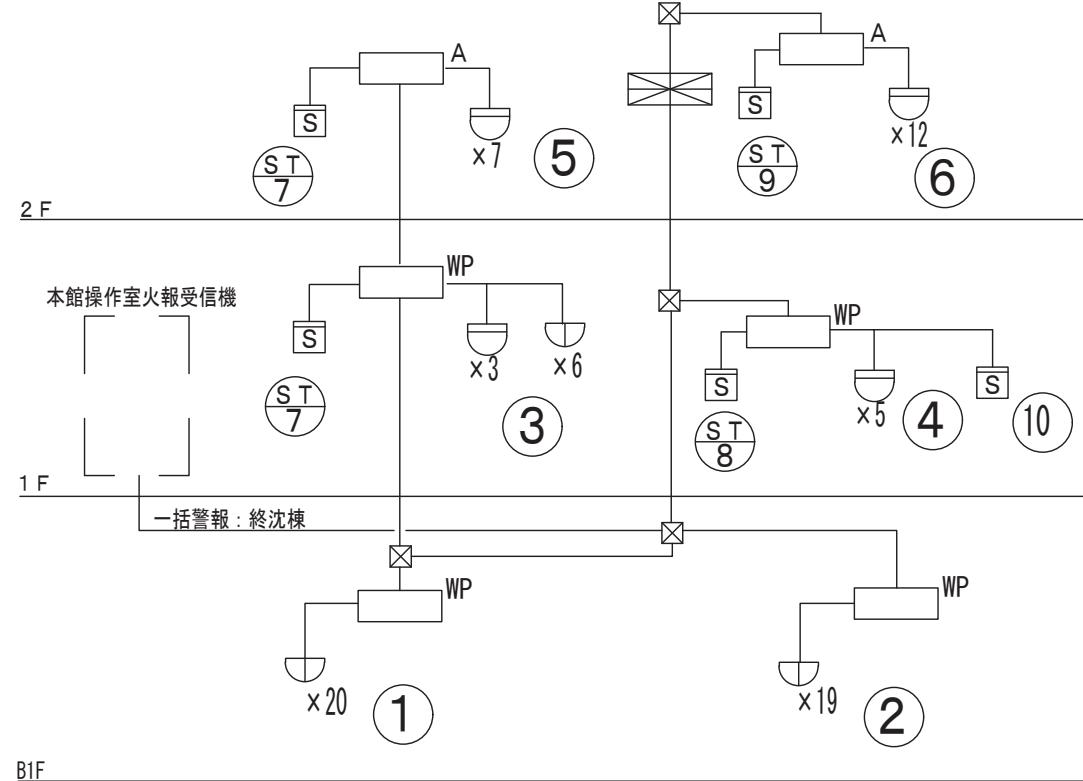
■ 着色部分は本委託履行範囲を示す。

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	(防災設備保守点検業務)磯子ポンプ場平面図
図番	11/31

横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)





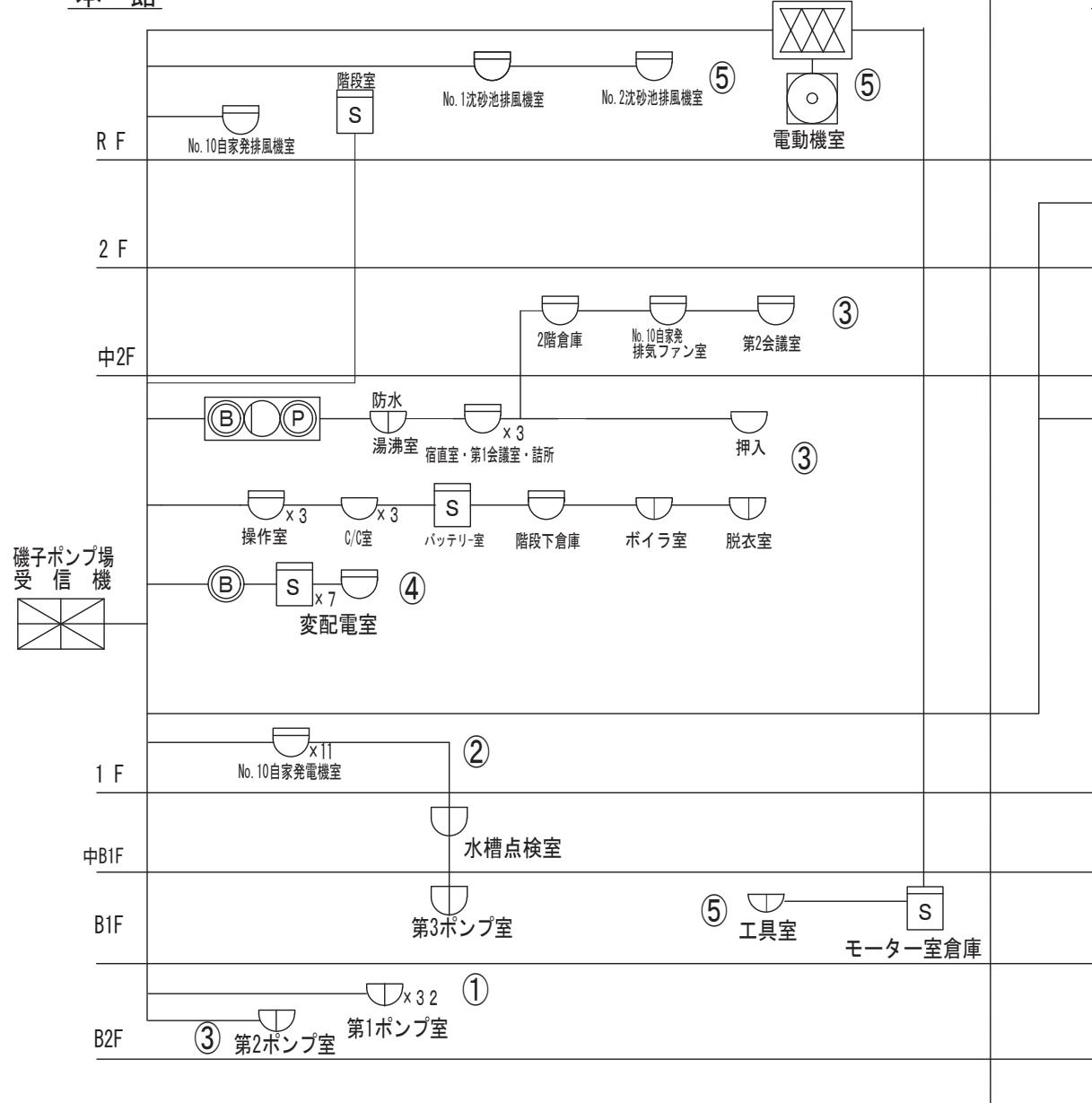


記号	名称	備考
××	受信機	P型1級
□ A	機器収容箱	露出横取付形
□ WP	〃	防水形
S	煙感知器	光電式、2種、露出型
△	差動式スポット型感知器	2種、露出型
▽	定温式スポット型感知器	1種、防水、露出型
ST ⑥	警戒区域番号	

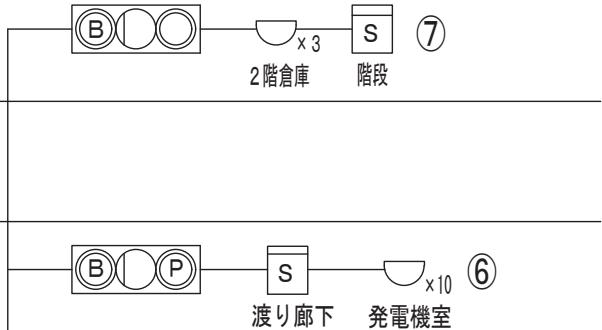
自動火災報知設備系統図 (参考)

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	(防災設備保守点検業務) 終沈棟自動火災報知設備系統図 図番 14/31
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)	

本館



No. 20自家発室



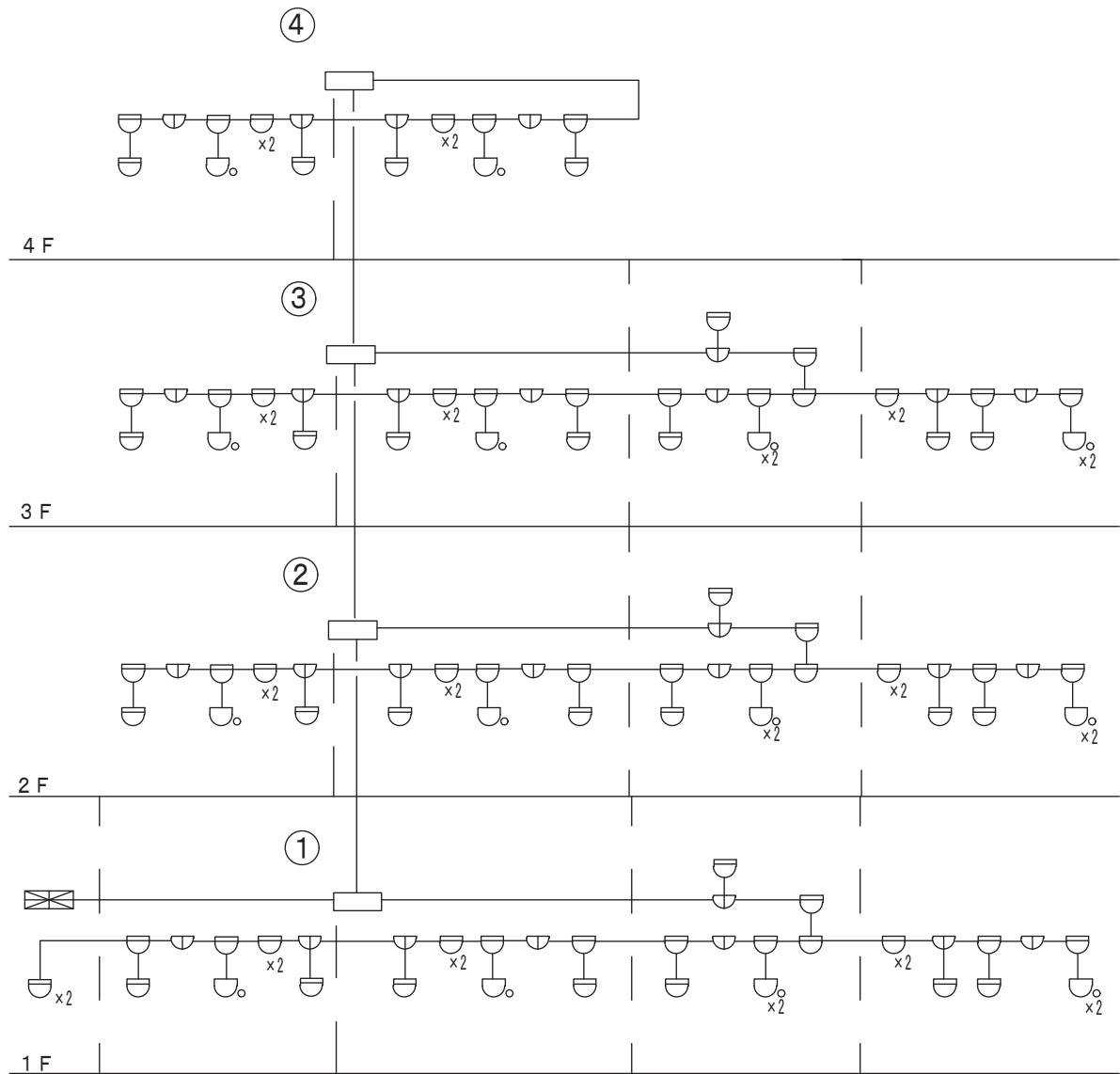
凡例

記号	名称	形状
	受信機	P型1級
	煙感知器	光電式
	差動式スポット型感知器	1種
	定温式スポット型感知器	防水
	定温式スポット型感知器	
	プルボックス	
	回路試験器	
	差動式分布型感知器(空気管)	
	P型発信器	
	表示灯	
	ベル	

上記のほか、二酸化炭素消火設備用感知器：  x 18  x 18

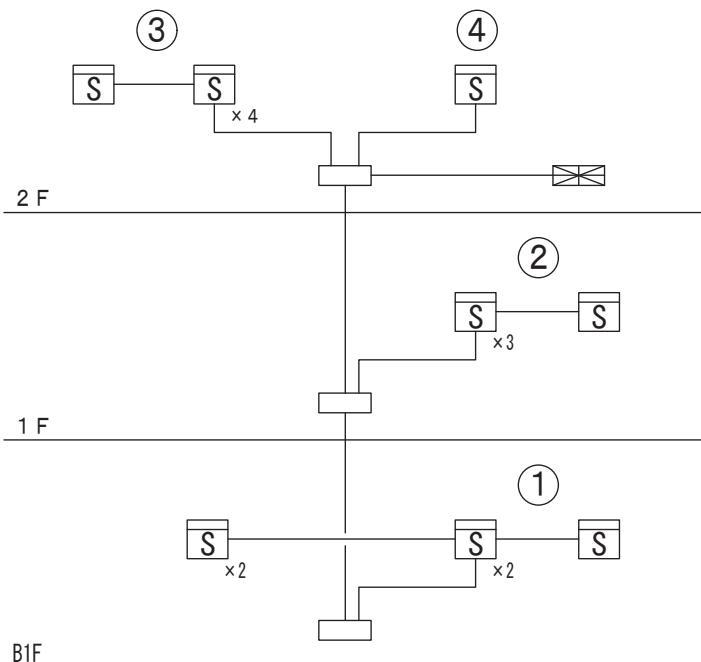
自動火災報知設備系統図（参考）

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 磐子ポンプ場本館自動火災報知設備系統図	図番	15/31
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			



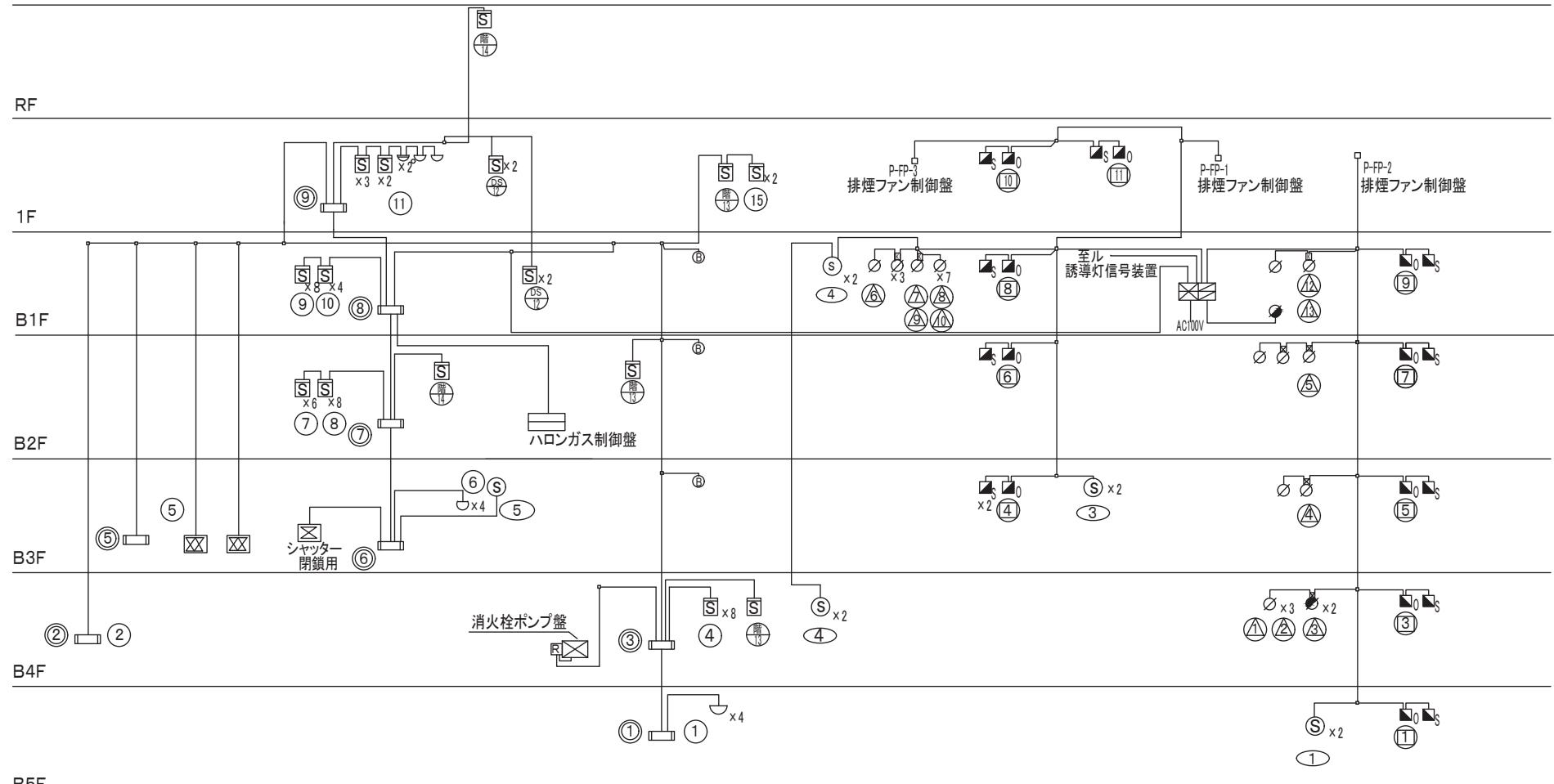
凡 例

記 号	名 称	備 考
×	受 信 機	要員宿舎：P型 2級 受送泥施設：P型 1級
□	機 器 収 容 箱	
△	差 動 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	2種
△	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	1種、防水
○	定 温 式 ス ポ ッ ツ 型 感 知 器	特種
S	煙 感 知 器	2種、光電式
③	警 戒 区 域 番 号	



受送泥施設自動火災報知設備系統図（参考）

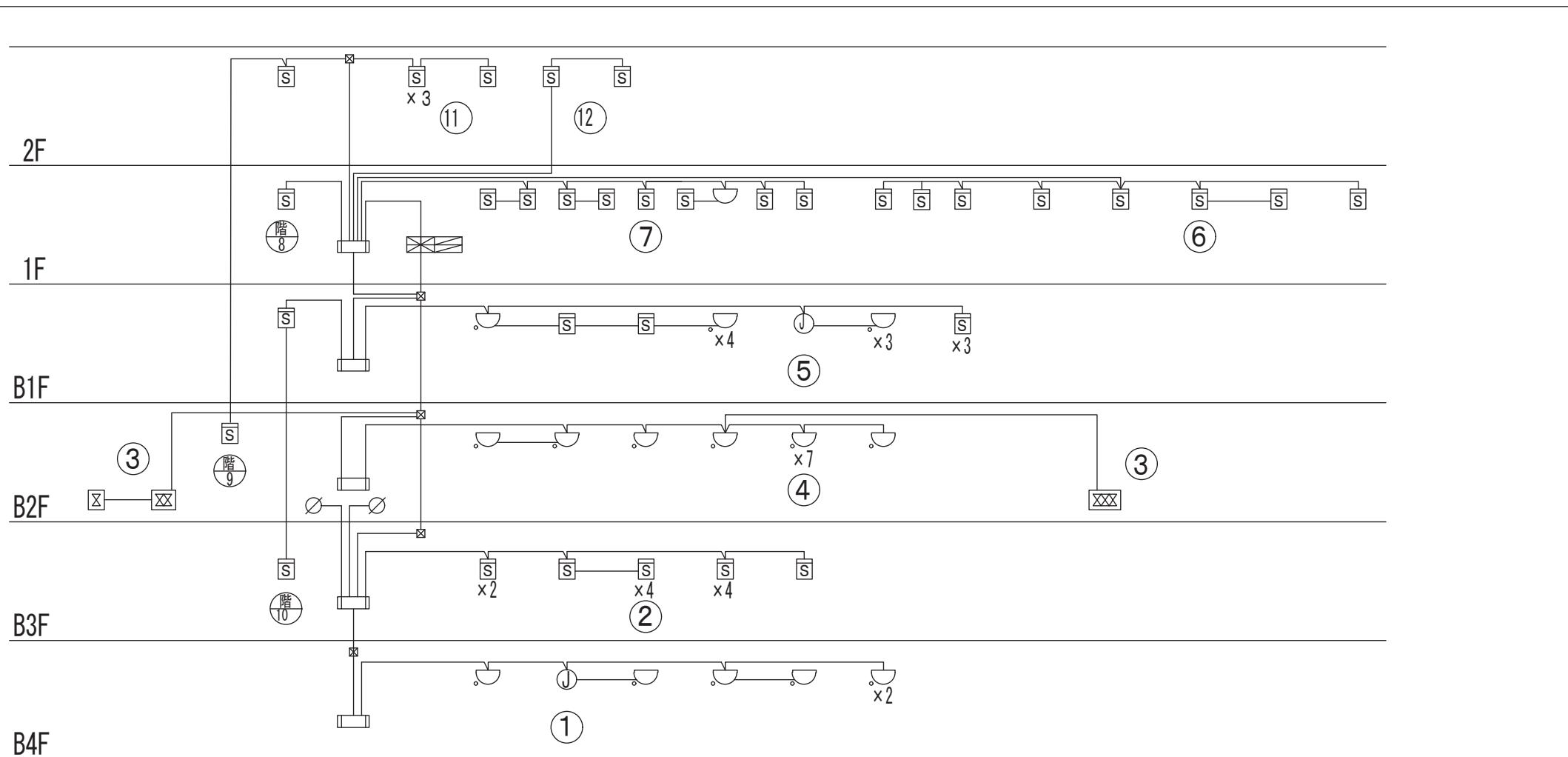
件 名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図 名	(防災設備保守点検業務)磯子ポンプ場要員宿舎・受泥施設自動火災報知設備系統図
図 番	16/31



凡 例		備 考
	複 合 盒	P型1級
	機器収容箱	消火栓内蔵⑦⑧⑨ 収容
	煙 感 知 器	2種
	煙 感 知 器	3種
	定温式スポット型感知器	特種65°C
	同 上	1種75°C ▷ 防水型
	差動式スポット型感知器	2種
	空 気 管	
	差動式分布型感知器の検出部	2種露出型
	同上接出部への立ち下げ箇所	
	火 灾 警 哨 ベ ル	Φ150DC24V15mA
	表 示 灯	AC24V
	ジャ ンクショ ンブル ボックス	
	移 報 器	消火栓始動用

凡 例		備 考
	自動閉鎖装置	防火ダンバ DC24V0.5A壁付
	同 上	同 上 天井付
	同 上	同 上 床付
	リミットスイッチ	排煙口用 空調工事
	同 上	給気口用 同上
	警戒区域番号	
	動作区域番号	
	同 上	防火ダンバー用
	同 上	排煙口用

件 名 南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
 図 名 (防災設備保守点検業務)万世ポンプ場自動火災報知設備系統図
 図名 17/31
 横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)

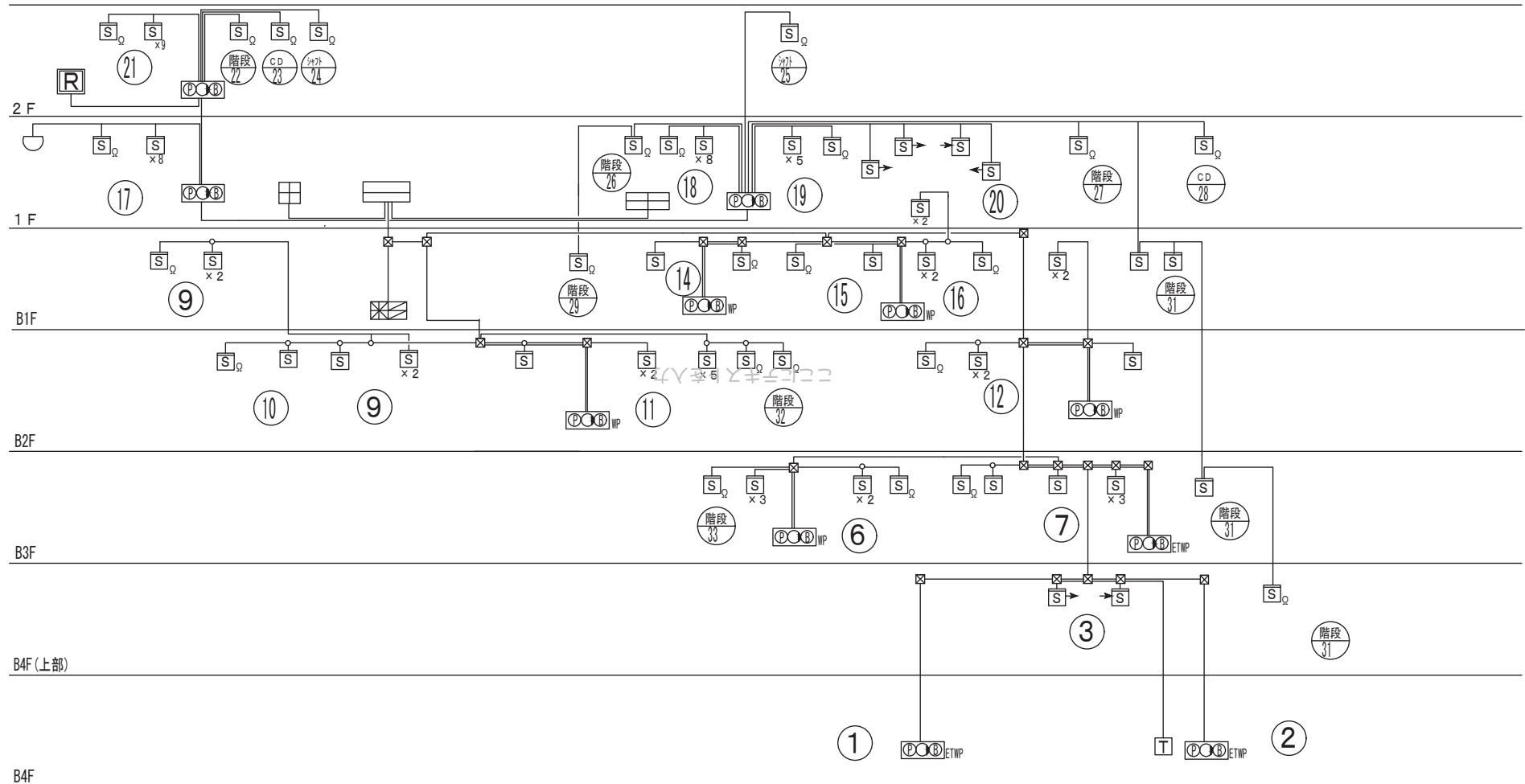


自動火災報知設備系統図（参考）

記号	名称	備考
☒	複合盤	P型1級
□	機器収容箱	①②③④収容 露出型
○	定温式スポット型感知器	特種 65°C
○	同 上	1種 75°C
□	光電式煙感知器	2種
☒	差動式分布型感知器	2種
①	発信器	P型 1級
②	火災警報ベル	DC24V Φ150mm

記号	名称	備考
○	表示灯	AC30V 20W
○	自動閉鎖装置	
○	ジョイントボックス	
☒	プルボックス	

件名 南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
 図名 (防災設備保守点検業務)吉野ポンプ場自動火災報知設備系統図
 図番 18/31
 横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)



凡 例		
記 号	名 称	備 考
■	複 合 盤	P型 1級
□	機器収容箱	消火栓内蔵 ①②③収容
■	煙感知器	光電式 2種
■ → ■	煙感知器(分離型)	光電式 2種 分離型
□	定温式スポット型感知器	特種 6 5°C
□	同 上	1種 7 5°C □ 防水型
□	差動式スポット型感知器	2種
⑥	警戒区域番号	
□ □	ジャンクションブルボックス	
○	表 示 灯	AC24V
⑧	火災警報ベル	Φ150DC24V15mA

上記のほか

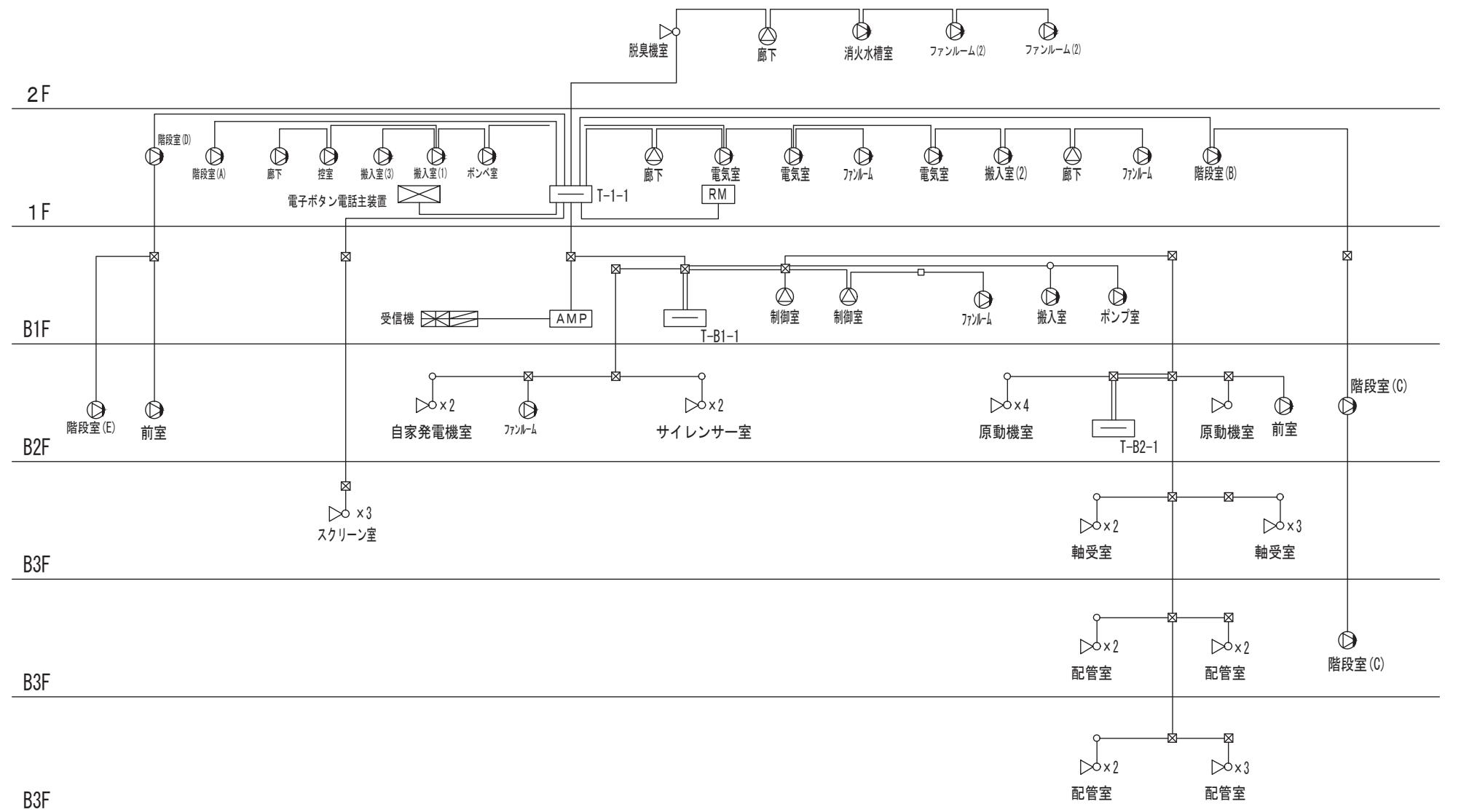
二酸化炭素消火設備用感知器: □ × 13、■ × 19

排煙設備用感知器: ■ × 4

自動火災報知設備系統図 (参考)

件 名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図 名	(防災設備保守点検業務) 磯子第二ポンプ場雨水棟自動火災報知設備系統図
図 番	19/31

横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)



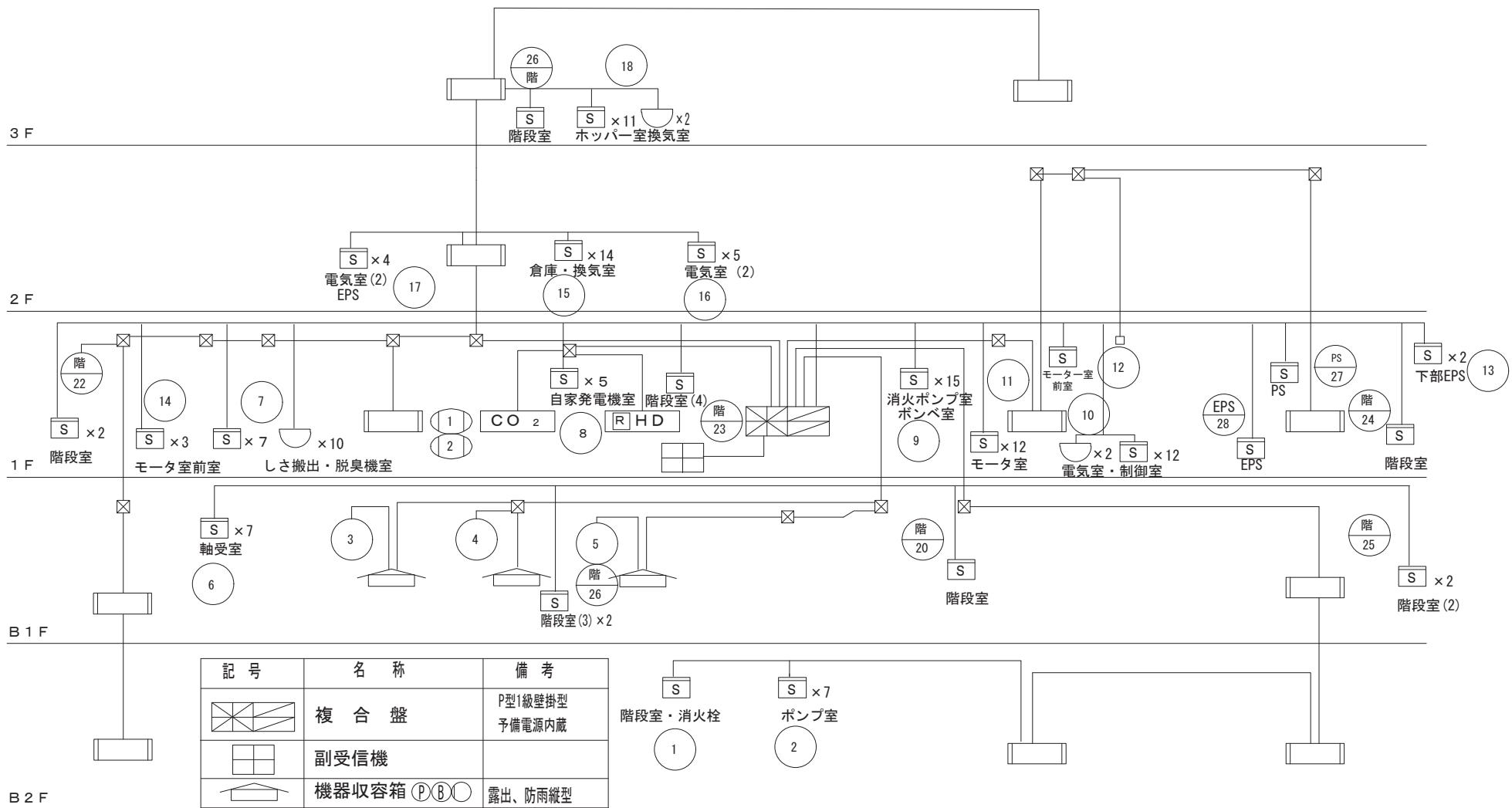
凡例

記号	名称	記号	名称
AMP	防災アンプ	☒	プルボックス
RM	防災アンプ用遠隔操作器	☐	ジョイントボックス (埋込型)
—	弱電用端子箱	○	ジョイントボックス (露出型)
Ⓐ	天井埋込型スピーカ 1W	▷	トランペット型スピーカ 5W
Ⓑ	壁掛露出型スピーカ 3W		

非常警報設備系統図 (参考)

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	(防災設備保守点検業務)磯子第二ポンプ場雨水棟非常警報設備系統図
図番	20/31

PHF



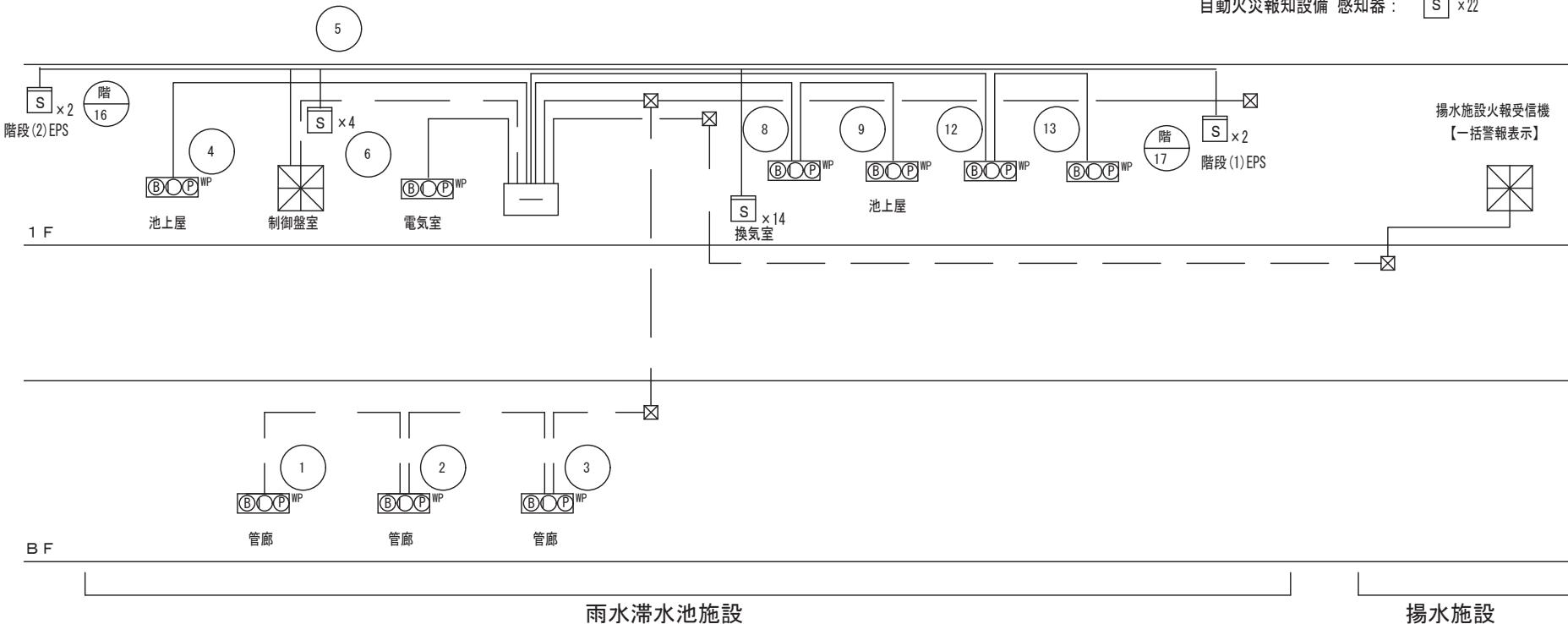
上記のほかニ酸化炭素消火設備用 感知器: S x 19

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 機子第二ポンプ場揚水施設自動火災報知設備系統図	図番	21/31

横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)

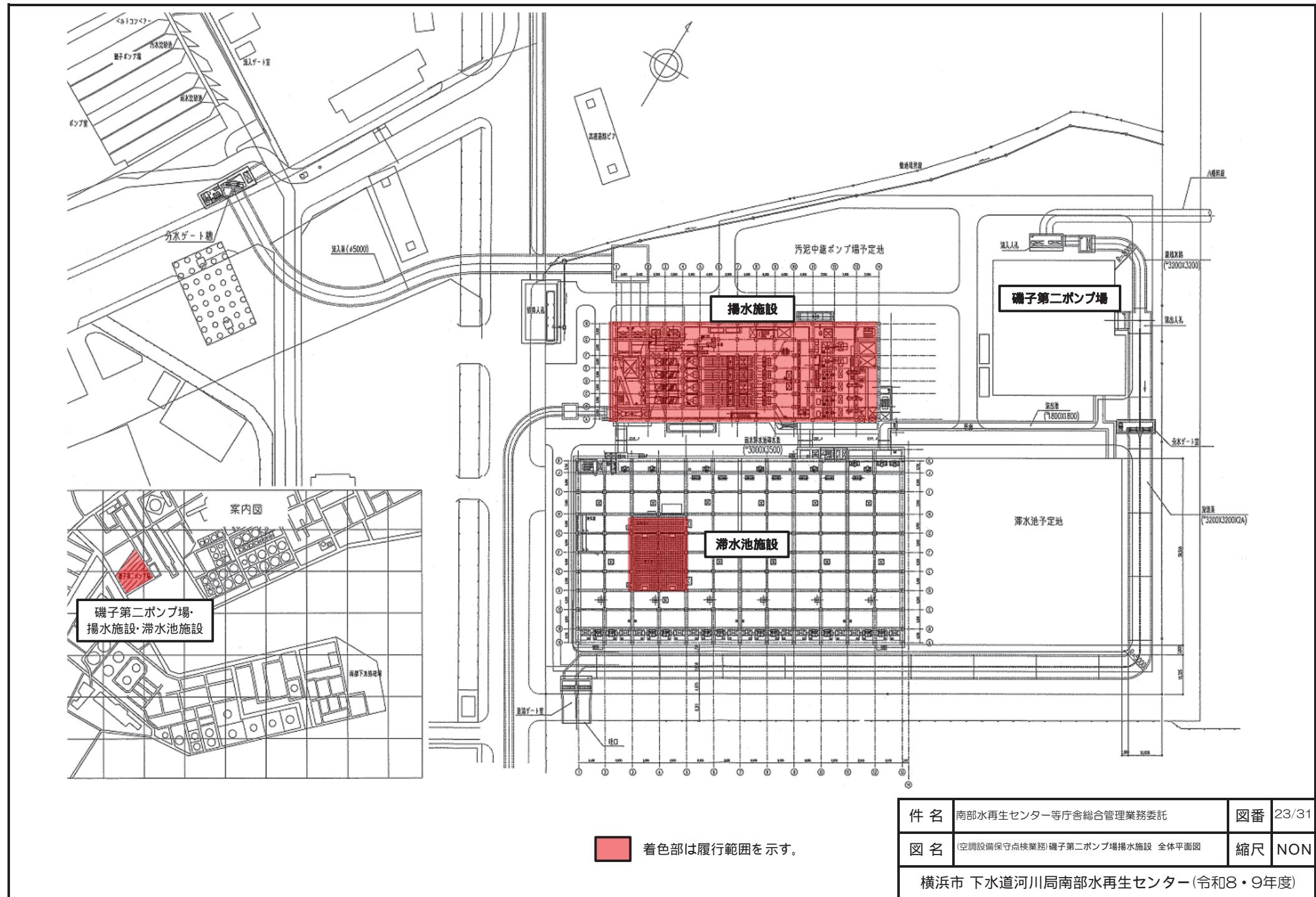
記号	名称	備考
	受信機	P型1級壁掛型 移報接点つき
	弱電用端子箱	
	機器収容箱	壁掛防水形
	警戒区域番号	
	煙感知器	光電式
	いんべい配管	天井いんべい
	"	床埋込

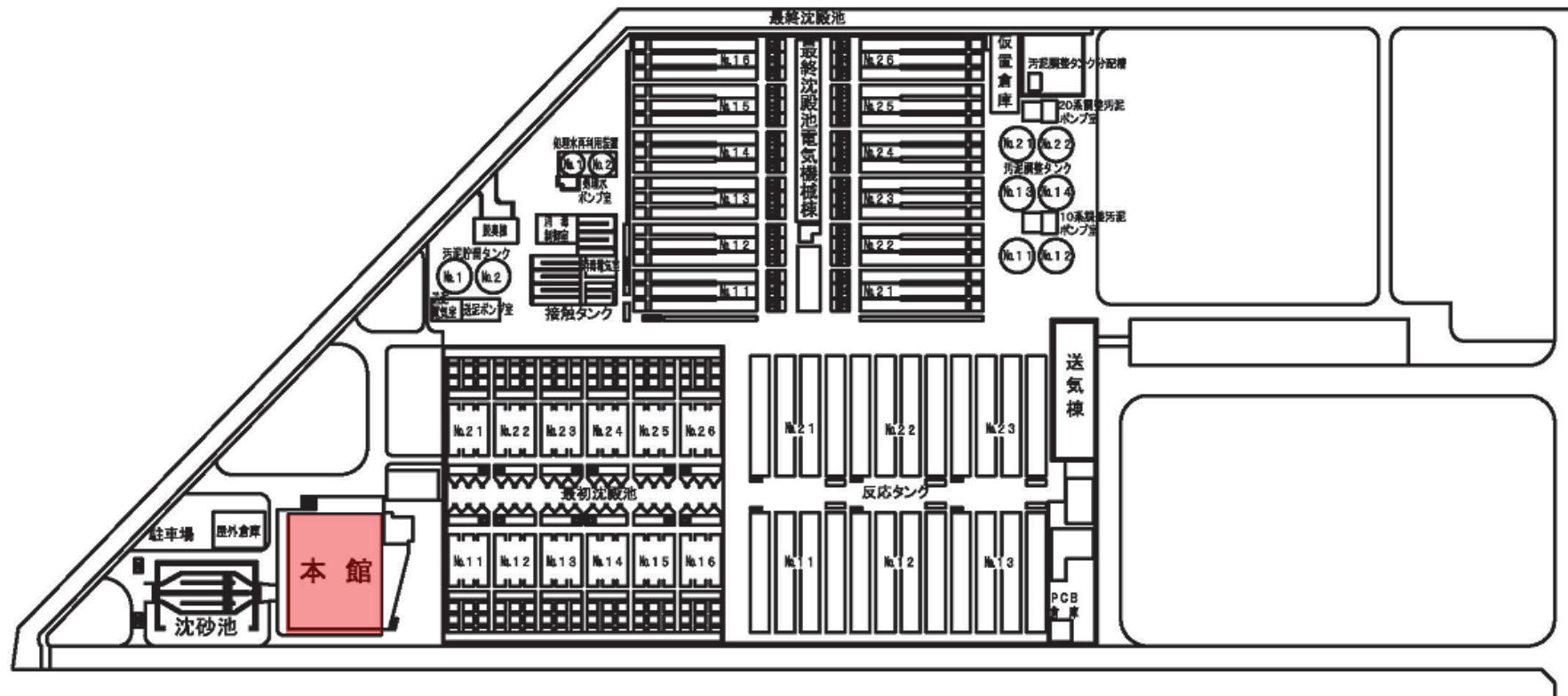
上記のほかに
自動火災報知設備 感知器 : x 22



自動火災報知設備系統図 (参考)

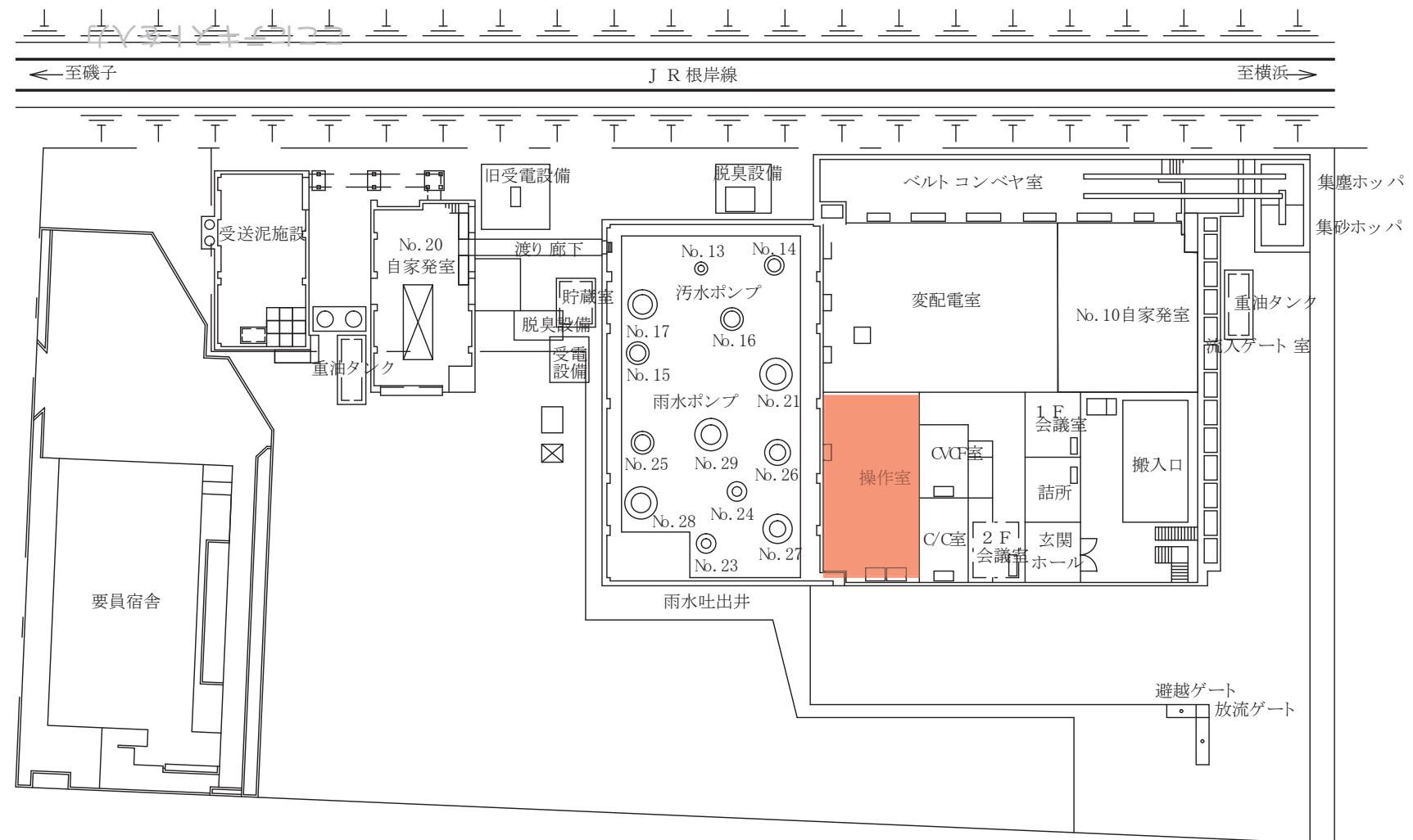
件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託		
図名	(防災設備保守点検業務) 磯子第二ポンプ場滯水池自動火災報知設備系統図		
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			



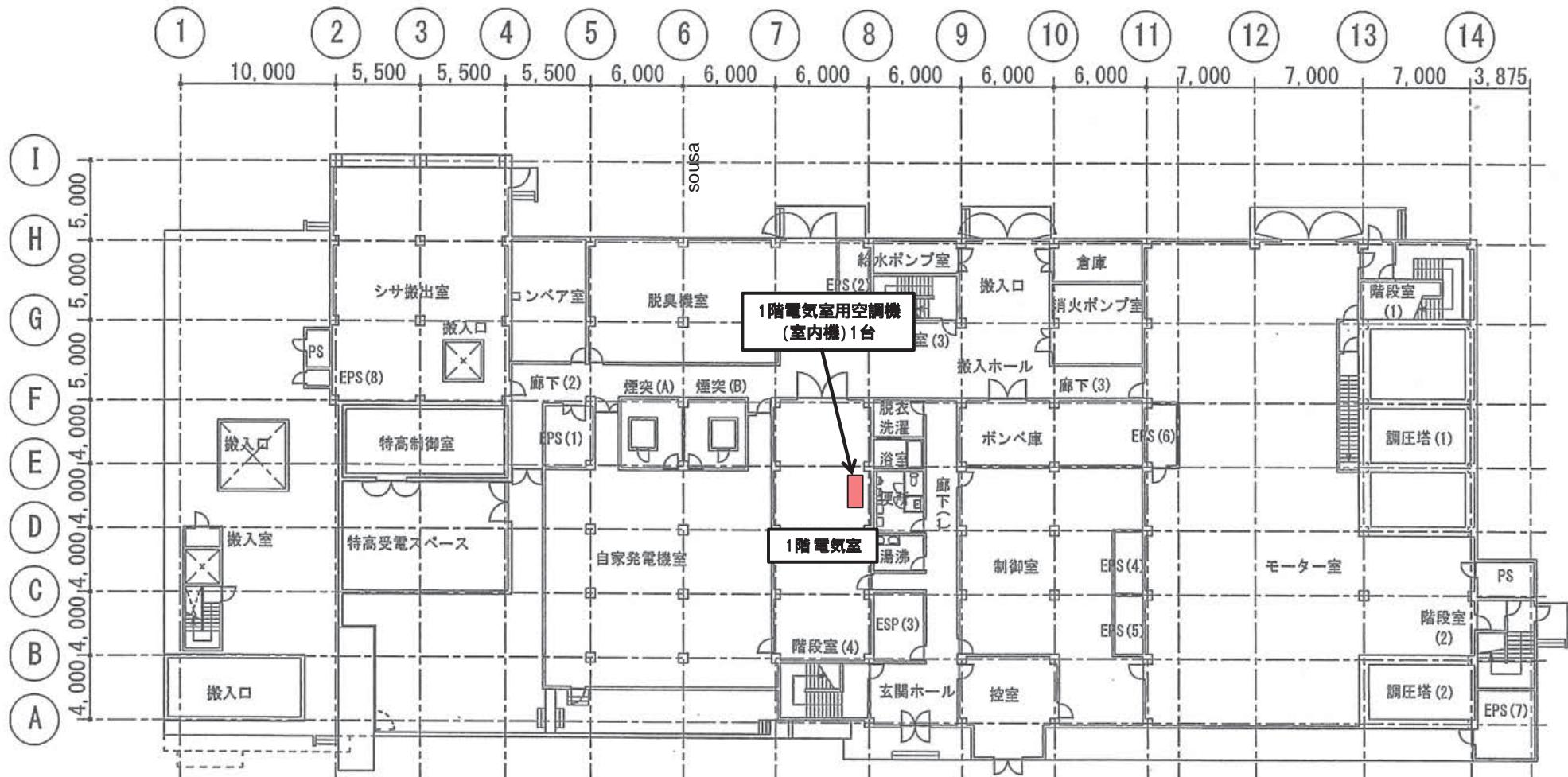


■ 着色部は履行範囲を示す。

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	24/31
図名	(空調設備保守点検業務)南部水再生センター 全体平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			

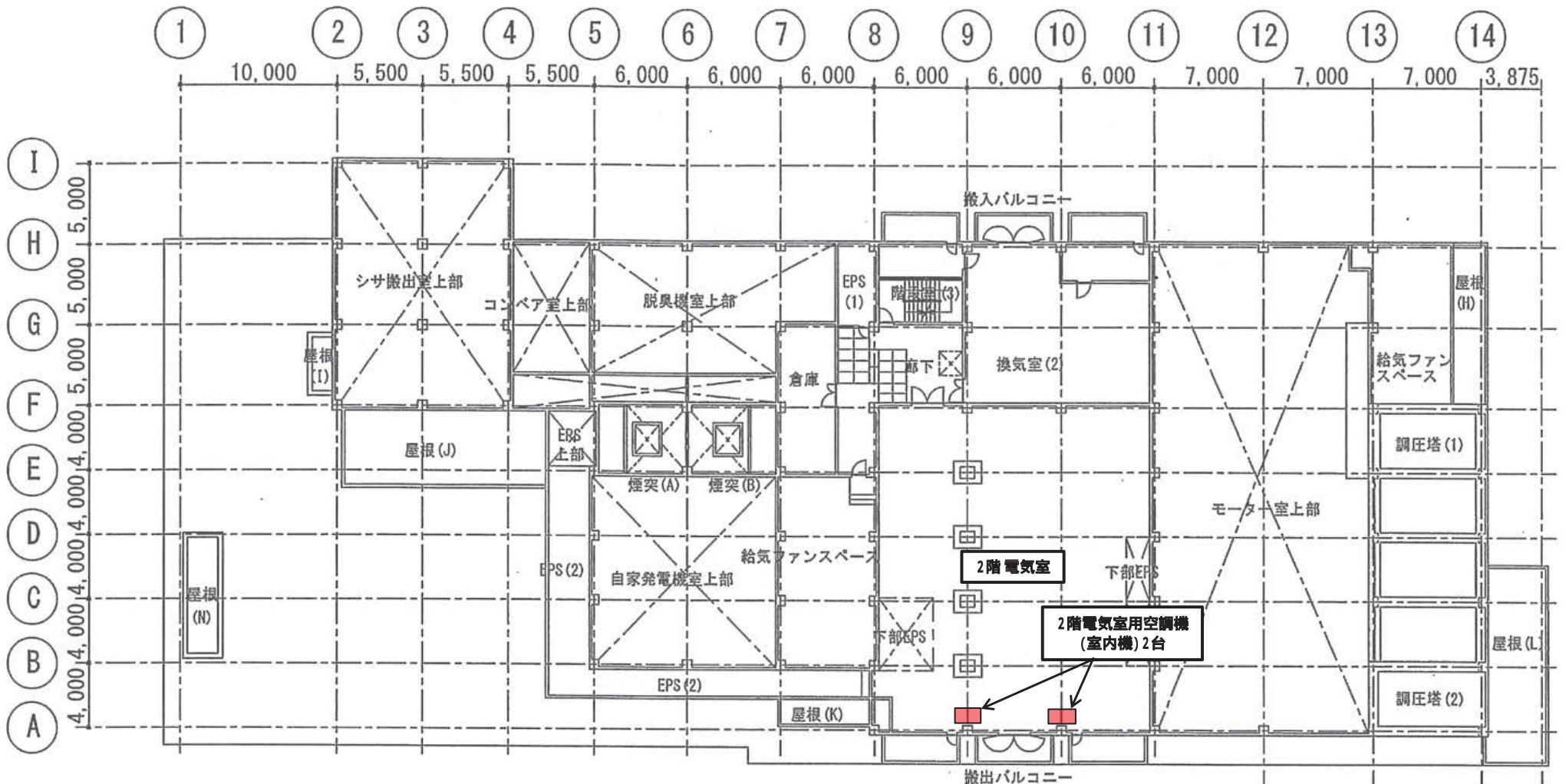


件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託
図名	(空調設備保守点検業務)磯子ポンプ場平面図
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)	
図番	25 / 31



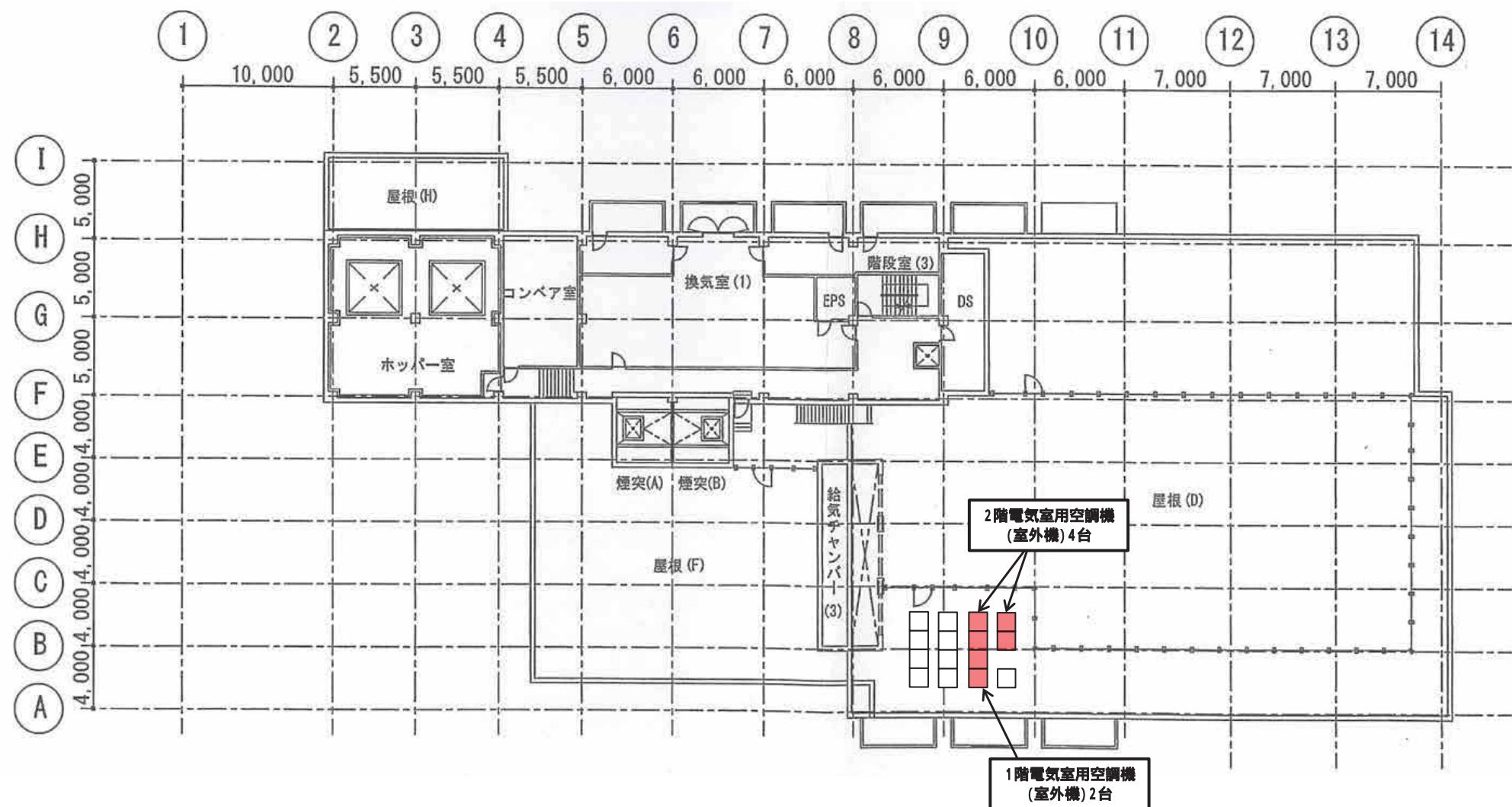
着色部は履行範囲を示す。

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	26/31
図名	(空調設備保守点検業務) 磯子第二ポンプ場揚水施設 1階平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			

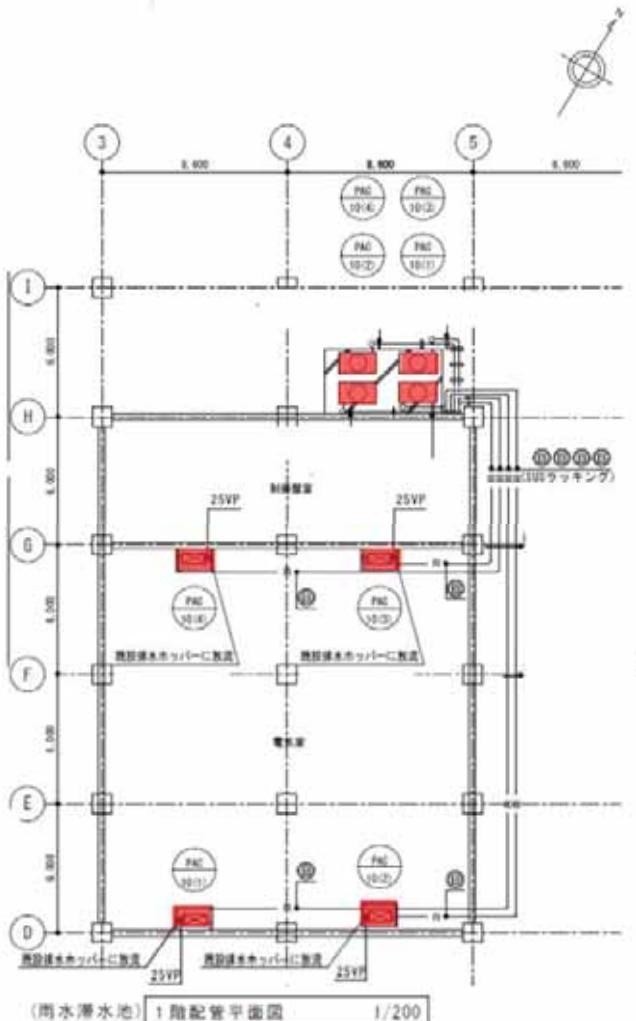


着色部は履行範囲を示す。

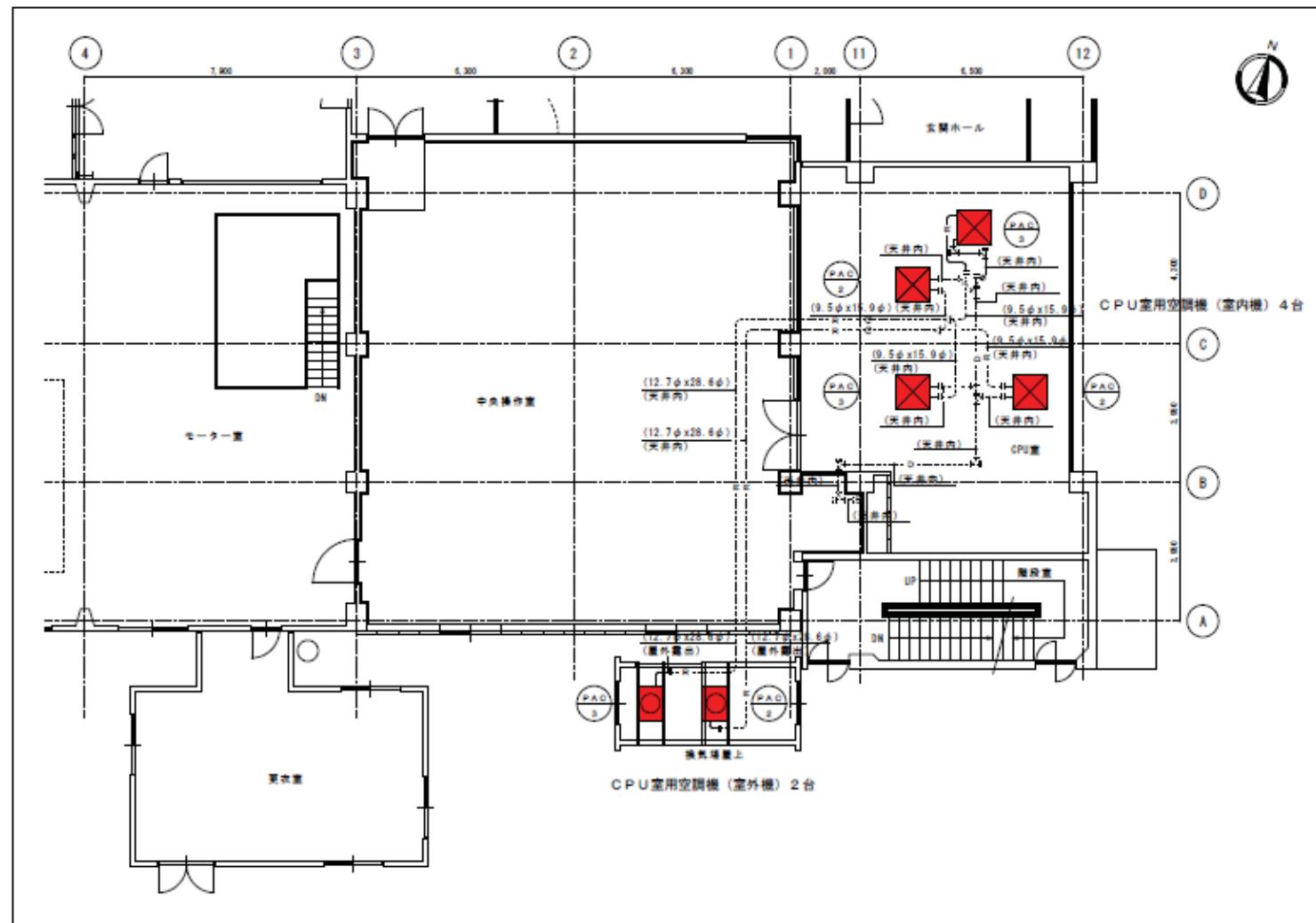
件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	27/31
図名	(空調設備保守点検業務) 磯子第二ポンプ場揚水施設 2階平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			



件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	28/31
図名	(空調設備保守点検業務)磯子第二ポンプ場揚水施設 屋上平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			

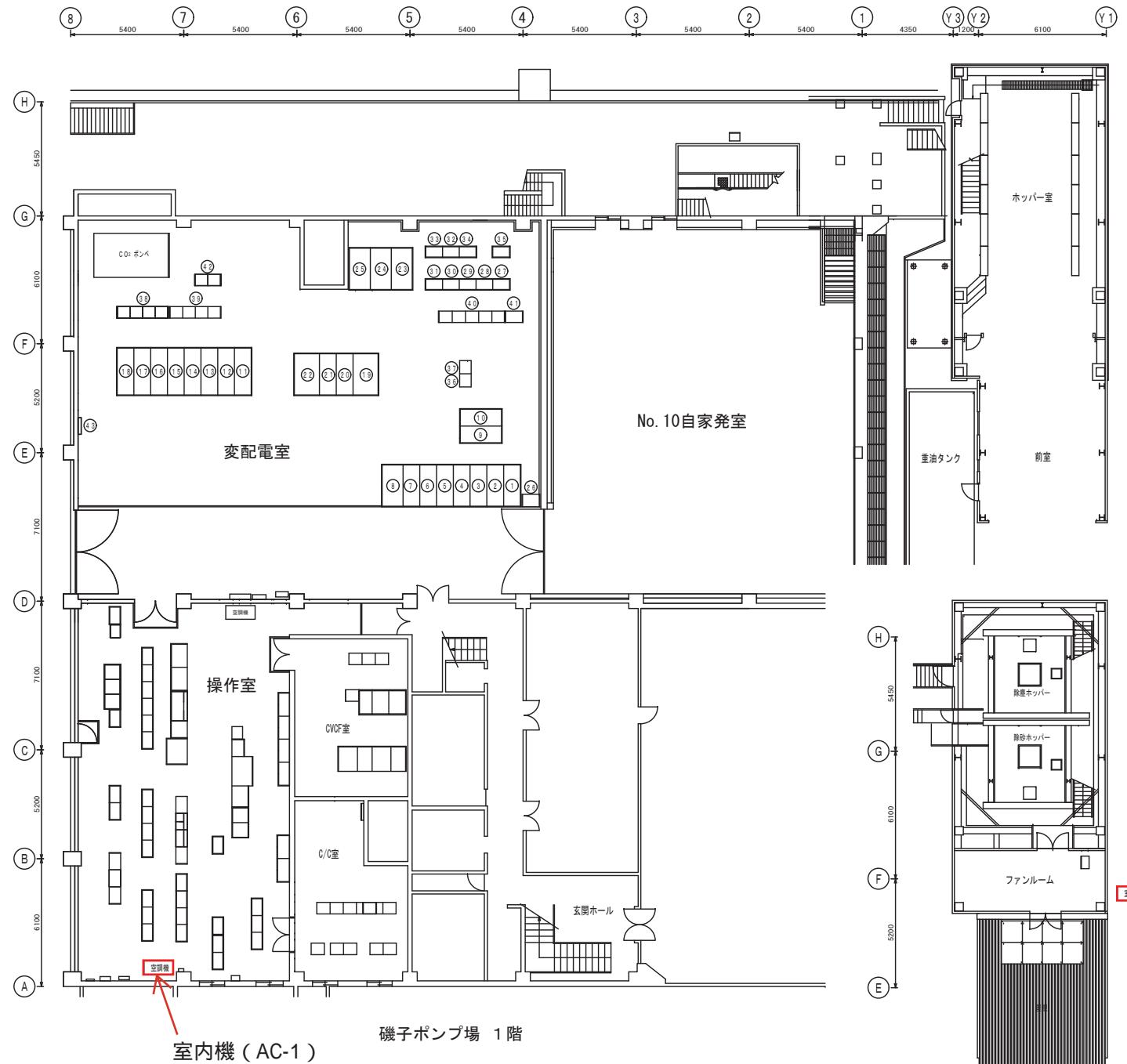


件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	29/31
図名	(空調設備保守点検業務) 磯子第二ポンプ場雨水溜水池平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			



■ 着色部は履行範囲を示す。

件名	南部水再生センター等庁舎総合管理業務委託	図番	30/31
図名	(空調設備保守点検業務)南部水再生センター本館1階平面図	縮尺	NON
横浜市 下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			



番号	機器記号	機器名称	備考
①	P-MC-1 11	発電切替	
2	P-HC-1 11	上 A N o. 1 1汚水ポンプ 中 B N o. 1 2汚水ポンプ 下 C N o. 1 3汚水ポンプ	
③	P-HC-1 12	上 A N o. 1 4汚水ポンプ 中 B N o. 1 5汚水ポンプ 下 C N o. 1 6汚水ポンプ	
④	P-HC-1 13	上 A N o. 1 7汚水ポンプ 中 B 予備 下 C 予備	
⑤	R-HC-0 4	上 A 動力変圧器 (1) 中 B 受電用コンデンサ 下 C 予備	
⑥	R-HC-0 3	主変圧器二次	
⑦	R-HC-0 2	受電	
⑧	R-HC-0 1	引込	
⑨	P-HC-1 14	進相コンデンサ 1	
⑩	P-HC-1 15	進相コンデンサ 2	
⑪	P-HC-2 1	上 A 予備 中 B N o. 2 5雨水ポンプ 下 C N o. 2 6雨水ポンプ	
⑫	P-MC-2 1	母線端子 2/GPT	
⑬	P-MC-2 2	N o. 10, 20自家発引込	
⑭	P-HC-2 2	上 A N o. 2 2雨水ポンプ 中 B N o. 2 3雨水ポンプ 下 C N o. 2 4雨水ポンプ	
⑮	P-HC-2 3	上 A 予備 中 B N o. 2 1雨水ポンプ 下 C 予備	
⑯	P-MC-2 3	母線端子 3/GPT	
⑰	P-HC-2 4	上 A N o. 2 7雨水ポンプ 中 B N o. 2 9雨水ポンプ 下 C N o. 2 8雨水ポンプ	
⑲	P-SC-2 1	雨水ポンプSC 1	
⑳	R-LC-0 1	低圧電力主幹盤	
㉑	H C -0-0 2	上 A 係風機設備 下 B 所内変圧器	
㉒	H C -0-0 1	上 A 予備 下 B 受送泥設備	
㉓	R-TC-0 1	変圧器盤	
㉔	R-TC-0 4	照明変圧器	
㉕	R-TC-0 3	動力変圧器 (2)	
㉖	R-TC-0 2	動力変圧器 (1)	
㉗	C-TB-4 1	中継端子盤 7	
㉘	C-RB-1 1	補助端子盤 1 1	
㉙	C-RB-1 0	補助端子盤 1 0	
㉚	C-RB-0 9	補助端子盤 9	
㉛	C-RB-0 8	補助端子盤 8	
㉜	C-RB-0 7	補助端子盤 7	
㉝	C-BRB-0 6	補助端子盤 6	
㉞	C-BRB-0 5	補助端子盤 5	
㉟	C-RB-1 2	補助端子盤 1 2	
㉟	C-TB-1 0	中継端子 1 2	
㉟	K-CNF-0 0	照明変圧器分電	
㉟	R-LC-0 0	動力変圧器二次	
㉟	S-CC-0 1	除砂設備 (1) ~ (4)	
㉟	S-CC-0 2	除塵設備 (1) ~ (4)	
㉟	P-CC-0 1	主ポンプ補機 (1) ~ (5)	
㉟	P-TB-0 1	雨水ポンプ中継端子	
㉟	R-CC-0 1 A	沈砂除塵風機/分水ゲート (1) (2)	
㉟		トリップ装置	

室外機 (AC-1)

ホーリーバー室 上部

■ 着色部は履行範囲を示す

件名	南部水再生センター等府舎総合管理業務委託	図番	31/31
図名	(空調設備保守点検業務) 積子ポンプ場 1階 平面図	縮尺	NON
横浜市下水道河川局南部水再生センター(令和8・9年度)			